

平成28年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成28年3月9日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	大澤由香里君	第2番	澤本 幹男君	第3番	清水 明君
第4番	小峰 陽一君	第5番	石田 芳英君	第6番	宮野 亨君
第7番	高橋 邦男君	第8番	原島 幸次君	第9番	村木 征一君
第10番	師岡 伸公君	第11番	酒井 正利君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 徳王 龍介君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
企画財政課主幹	天野 成浩君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	宮田 昭治君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教 育 課 長	守屋 吉彦君
病院事務長	河村 光春君		

平成 28 年第 1 回奥多摩町議会定例会議事日程[第 2 号]

平成 28 年 3 月 9 日（水）

午前 10 時 00 分開会・開議

会 期 平成 28 年 3 月 8 日～3 月 23 日（16 日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第 32 号	平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決
3	議案第 33 号	平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
4	議案第 34 号	平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
5	議案第 35 号	平成 27 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
6	議案第 36 号	平成 27 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
7	議案第 37 号	平成 27 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
8	議案第 38 号	平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
9	議案第 39 号	平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）	原案可決
10	議案第 40 号	平成 28 年度奥多摩町一般会計予算	予算特別委員会付託
11	議案第 41 号	平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
12	議案第 42 号	平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
13	議案第 43 号	平成 28 年度奥多摩町国民健康保険会計予算	予算特別委員会付託
14	議案第 44 号	平成 28 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	予算特別委員会付託

15	議案第 45 号	平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計予算	予算特別 委員会付託
16	議案第 46 号	平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	予算特別 委員会付託
17	議案第 47 号	平成 28 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	予算特別 委員会付託

(午後 3 時 55 分 散会)

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどをよろしく願います。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 32 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 4 号)、日程第 3 議案第 33 号 平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 4 議案第 34 号 平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 5 議案第 35 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 6 議案第 36 号 平成 27 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 7 議案第 37 号 平成 27 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 8 議案第 38 号 平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)、日程第 9 議案第 39 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 3 号)、以上 8 件を一括して議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（加藤 一美君） それでは議案第 32 号から議案第 39 号までの一般会計を初めとする特別会計、企業会計、全 8 会計の補正予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

なお、内容等につきましては、各担当課長から説明させていただきますので、簡潔に説明させていただきます。

初めに、議案第 32 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算(第 4 号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 7,338 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 5,327 万 4,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1、表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。地方交付税は、257 万 1,000 円を追加し、地方交付税の合計を 16 億 6,584 万 3,000 円に。使用料及び手数料のうち使用料は、315 万 4,000 円を減額。手数料は、38 万 3,000 円を減額し使用料及び手数料の合計を 1 億 118 万 8,000 円に。国庫支出金のうち国庫負担金は、155 万 5,000 円を減額。国庫補助金は 339 万 2,000 円を追加。国庫委託金は 2 万 9,000 円を追加し、国庫支出金の

合計を1億7,811万8,000円に。都支出金のうち都負担金は、450万3,000円を減額。都補助金は、3,934万円を減額。都委託金は813万8,000円を減額し、都支出金の合計を24億4,886万円に。財産収入のうち財産運用収入は22万4,000円を減額。財産売払収入は324万4,000円を追加し、財産収入の合計を5,833万7,000円に。寄付金は、287万5,000円を追加し、寄附金の合計を457万5,000円に。繰入金には財政調整基金に1,600万円、公共施設整備基金に800万円を戻すことで2,400万円を減額し、繰入金の合計を3億622万7,000円に。諸収入のうち町預金利子は1万5,000円を追加。受託事業収入は、421万4,000円を減額。雑入は4,000円を減額し、諸収入の合計を4億8,621万円とするもので、今回の歳入補正額は7,338万9,000円を減額し、歳入の合計を65億5,327万4,000円とするものでございます。

次に、2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、議会費は19万7,000円を減額し、議会費の合計を1億210万8,000円に。総務費のうち、総務管理費は4,094万円を追加。徴税費は228万3,000円を減額。戸籍住民基本台帳費は、57万9,000円を減額。統計調査費は105万2,000円を減額。監査委員費は10万円を追加し、総務費の合計を10億7,828万8,000円に。民生費のうち、社会福祉費は735万7,000円を減額。児童福祉費は1,105万円を追加。国民年金費は15万円を追加し民生費の合計を11億1,982万円に。衛生費のうち、保健衛生費は990万6,000円を減額。清掃費は9万2,000円を追加。病院費は1,000万円を追加し、衛生費の合計を6億2,855万7,000円に。農林水産業費のうち農業費は535万3,000円を減額。林業費は471万5,000円を減額。水産業費は1,655万8,000円を減額し、農林水産業費の合計を8億1,891万9,000円に。商工費のうち商工費は29万5,000円を減額。観光費は117万3,000円を減額し、商工費の合計を5億5,709万5,000円に。土木費のうち土木管理費は191万6,000円を減額。道路橋梁費は2,102万1,000円を減額。3ページに移りまして。住宅費は1,781万7,000円を減額。下水道費は990万7,000円を減額し、土木費の合計を12億4,529万1,000円に。消防費は675万3,000円を減額し、消防費の合計を2億2,043万5,000円に。教育費のうち教育総務費は373万3,000円を減額。小学校費は376万1,000円を減額。中学校費は325万2,000円を減額。給食費は97万円を減額。社会教育費は1,571万5,000円を減額。保健体育費は180万4,000円を減額し、教育費の合計を5億1,675万6,000円に。予備費は39万6,000円を追加し、予備費の合計を1,256万2,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の7,338万9,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の65億5,327万4,000円とするものでございます。

次に、予算書の表紙に戻りまして、第2条、継続費の補正でございますが、規定の継続費の変更は「第2表 継続費補正による」ということで、4ページをごらんください。

継続費であります、鳩の巣荘建設事業費の補正となります。補正前の金額が11億8,652万5,000円。補正後の金額が11億8,570万3,000円とするもので、合わせて3カ年の減割

額を表にしてございます。

以上で議案第 32 号の説明を終わります。

次に議案第 33 号 平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 79 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,482 万 6,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。使用料及び手数料のうち使用料は 131 万円を減額し使用料及び手数料の合計を 305 万円に。諸収入のうち雑入は 51 万 8,000 円を追加し、諸収入の合計を 93 万 6,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 79 万 2,000 円を減額し、歳入の合計額を 7,482 万円 6,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち利用管理費は 79 万 2,000 円を減額し、総務費の合計を 7,444 万 6,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 79 万 2,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 7,482 万 6,000 円とするものでございます。

以上で議案第 33 号の説明を終わります。

次に議案第 34 号 平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,600 万 2,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。使用料及び手数料のうち使用料は 70 万円を追加し、使用料及び手数料の合計を 2,070 万円に。諸収入のうち雑入には 10 万 4,000 円を追加し、諸収入の合計を 502 万 7,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 80 万 4,000 円を追加し、歳入の合計額を 1 億 6,600 万 2,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち一般管理費は 24 万円を減額。利用管理費は 104 万 4,000 円を追加し、総務費の合計を 1 億 6,591 万円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 80 万 4,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 1 億 6,600 万 2,000 円とするものでございます。

以上で議案第 34 号の説明をおわります。

次に、議案第 35 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,398 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1537 万 4,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。国民健康保険税は 734 万 1,000 円を減額し、国民健康保険税の合計を 1 億 1,170 万円に。国庫支出金のうち国庫負担金は 2,842 万 5,000 円を減額し、国庫支出金の合計を 1 億 7,000 万円 6,000 円に。療養給付費交付金は 1,290 万 2,000 円を減額し、療養給付費交付金の合計を 3,209 万 8,000 円に。都支出金のうち都補助金は 565 万 4,000 円を減額。都負担金は 91 万 9,000 円を減額し、都支出金の合計を 5,918 万 8,000 円に。共同事業交付金は、3,988 万 4,000 円を減額し、共同事業交付金の合計を 1 億 8,611 万 6,000 円に。財産収入のうち財産運用収入は、3,000 円を追加し、財産収入の合計を 1 万 3,000 円に。繰入金のうち他会計繰入金は 1,522 万 4,000 円を追加。基金繰入金は 3,499 万 9,000 円を追加し、繰入金の合計を 1 億 1,000 万円に。諸収入のうち遅延金・加算金及び過料は 91 万 8,000 円を追加し、諸収入の合計を 120 万 1,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 4,398 万 1,000 円を減額し、歳入の合計額を 9 億 1,537 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち総務管理費は 7,000 円を減額し総務費の合計を 359 万 3,000 円に。保険給付費のうち療養諸費は、2,980 万円を減額。高額療養費は 940 万円を減額。葬祭費は 25 万円を減額し保険給付費の合計を 5 億 6,896 万 1,000 円に。後期高齢者支援金等は額に変更はなく、後期高齢者支援金等の合計を 8,678 万 5,000 円に。介護納付金も同じく額に変更はなく、介護納付金の合計を 3,540 万円に。共同事業拠出金は 462 万 4,000 円を減額し、共同事業拠出金の合計を 1 億 9,940 万 8,000 円に。保険事業費のうち特定健康診査等事業費は 29 万 7,000 円を減額。保健事業費は 20 万円を減額し、保健事業費の合計を 935 万 8,000 円に。積立基金費は 3,000 円を追加し、積立基金費の合計を 1 万 3,000 円に。公債費は 1,000 円を減額し、公債費の合計を 0 円に。諸支出金のうち償還金及び還付金は 28 万 5,000 円を追加。繰出金は 1,000 円を減額し、諸支出金の合計を 1,093 万 6,000 円に。予備費は 31 万 1,000 円を追加し、予備費の合計を 85 万 8,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 4,398 万 1,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 9 億 1,537 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 35 号の説明を終わります。

次に、議案第 36 号 平成 27 年度 奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,154万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,820万3,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。保険料のうち後期高齢者医療保険料は111万円を減額し、保険料の合計を6,439万円に。繰入金のうち一般会計繰入金は1,074万4,000円を減額し、繰入金の合計を1億2,046万円に。諸収入のうち預金利子は4,000円を追加。受託事業収入は、30万5,000円を追加し、諸収入の合計を1,185万4,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,154万5,000円を減額し歳入の合計額を1億9,820万3,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。広域連合納付金は、1,213万9,000円を減額し、広域連合納付金の合計を1億7,752万円に。保健事業費は59万4,000円を追加し、保険事業費の合計を631万3,000円に。諸支出金のうち繰出金は金額に変更はなく、諸支出金の合計を225万1,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の1,154万5,000円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の1億9,820万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。

次に、議案第37号 平成27年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,510万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,290万8,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。保険料のうち介護保険料は384万円を追加し、保険料の合計を1億6,765万3,000円に。分担金及び負担金のうち負担金が7,000円を追加し、分担金及び負担金の合計を2万4,000円に。国庫支出金のうち国庫負担金は172万9,000円を減額。国庫補助金は354万2,000円を減額し、国庫支出金の合計を1億8,636万8,000円に。支払基金交付金は930万1,000円を減額。支払基金の合計を2億1,269万4,000円に。都支出金のうち都負担金は190万6,000円を減額し、都支出金の合計を1億2,579万5,000円に。繰入金のうち一般会計繰入金は255万8,000円を減額。基金繰入金は36万円を減額し、繰入金の合計を1億2,581万円に。諸収入のうち預金利子は2,000円を追加。雑入は44万7,000円を追加し、諸収入の合計を45万4,000

円とするもので、今回の歳入補正額は1,510万円を減額し歳入の合計額を8億4,290万8,000円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち総務管理費は5万5,000円を減額。介護認定審査会費は49万2,000円を減額し、総務費の合計を1,459万6,000円に。保険給付費のうち介護サービス等諸費は1,070万円を減額。介護予防サービス等諸費は60万円を追加。高額介護サービス等費は400万円を減額。町特別給付費は10万円を追加。特定入所者介護サービス等費は100万円を減額し、保険給付費の合計を7億5,800万円に予備費は44万7,000円を追加し、予備費の合計を146万2,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の1,510万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の8億4,290万8,000円とするものでございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。

次に、議案第38号 平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,800万円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。分担金及び負担金のうち負担金は34万円を追加し、分担金及び負担金の合計を690万円に。使用料及び手数料のうち使用料は528万7,000円を追加。手数料は3万4,000円を追加し、使用料及び手数料の合計を3,699万3,000円に。国庫支出金のうち国庫補助金は8,509万円を減額し、国庫支出金の合計を2億7,333万円に。都支出金のうち都補助金は234万5,000円を減額し、都支出金の合計を1,783万3,000円に。繰入金のうち一般会計繰入金は990万7,000円を減額し、繰入金の合計を4億1,786万円に。諸収入のうち預金利子は6,000円を追加。雑入は、687万5,000円を追加し、諸収入の合計を2,188万2,000円に。町債は、3,020万円を減額し、町債の合計を7億320万円とするもので、今回の歳入補正額は1億1,500万円を減額し、歳入の合計額を14億7,800万円とするものでございます。

2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。総務費のうち総務管理費は124万円を減額し、総務費の合計を1億1,986万2,000円に。事業費のうち下水道事業費は1億1,368万8,000円を減額。浄化槽市町村整備推進事業費は40万8,000円を減額し、事業費の合計を11億393万5,000円に。予備費は33万6,000円を追加し、予備費の合計を132万1,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の1億1,500万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の14億7,800万円とするものでございます。

次に、予算書の表紙に戻りまして、第2条、町債の補正でございますが、既定の町債の変更は「第2表 町債補正」によるということで、3ページをごらんください。町債の補正でございますが、補正前は7億3,340万円を予定しておりましたが、額の確定に伴い補正後は7億320万円とするものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

次に、議案第39号 平成27年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条は、総則となります。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するという
ことで、収入では病院事業収益のうち医業外収益は1,000万円を追加し、病院事業収益の合計を5億200万円に。支出では病院事業費のうち医業費用は1,008万円を追加。予備費は、8万円を減額し、病院事業費用の合計を収入と同額の5億200万円とするものでございます。

次に第3条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、
（1）職員給与費「2億8,016万円」を「2億8,984万円」に改める。

次に第4条、予算第7条に定めた他会計からの補助金、（1）一般会計補助金「8,500万円」を「9,500万円」に改める。

次に第5条、予算第8条に定めた棚卸資産購入限度額「4,217万円」を「4,277万円」に改めるものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

以上、議案第32号から議案第39号までの全8会計の補正予算の説明を終わります。今年度最終の補正予算でございますが、今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜りご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで、簡潔に行っていただくようお願いいたします。

初めに議案第32号について各課長から、順次所管の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） それでは議案第32号 平成27年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）の内容をご説明申し上げます。

初めに、7ページをお開きください。歳入でございます。

款の09 地方交付税、257万1,000円の増は、交付決定によるものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の款12 使用料及び手数料、使用料農林水産施設使用料の81万1,000円の減額につきましては説明欄にございます。大丹波養魚池使用料は平成27年3月をもって使用者が撤退したこと、次の峰谷養魚池につきましては、魚病により、大量死が発生したことに伴い、使用料を減免することにより、それぞれ使用料の減額を見

込むものです。

次の目 03 商工使用料、119 万 8,000 の増額は説明欄にございます。2つの駐車場の収入増加によるものでございます。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に目 04 土木使用料、341 万 1,000 円の減額につきましては、01 住宅使用料で公営町営住宅の使用料が、365 万 9,000 円の減額につきましては、実績によるものでございます。次の町営住宅過年度分の 25 万 6,000 円については、実績により不用額となるもので、次の 02 道路・河川占用料の 8,000 円の減額は額の確定によるものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育使用料でございますが、13 万円の減額につきましては、旧古里中学校施設使用料、せせらぎの里美術館入館料、森林館入館料の実績及び見込みによるものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の項 02 手数料、01 総務手数料の 27 万 7,000 円の減につきましては、戸籍手数料で、除籍・改製戸籍関係の実績を見込むもので、次のページの 02 衛生手数料、10 万 6,000 円の減につきましては塵芥処理手数料で 53 万 2,000 円の減。ごみ処理手数料で、ごみ袋の販売料の減が主なものでございます。それから過年度分のごみ処理手数料の過年度分の減を見込み、次の 02 の一般廃棄物許可手数料、4 万円の増を見込み、次の 03 犬の登録等手数料、6 万 8,000 円の減につきましては、犬の登録の減によるもので、次の 04 し尿処理手数料、45 万 4,000 円の増につきましては、下水道未接続の 3 年を経過した憂慮世帯の増によるものが主なものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 13 国庫支出金です。項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金は 155 万 5,000 円を減額するもので、内訳ですが、節 01 社会福祉負担金では国民健康保険保険基盤安定繰出負担金では額の確定により 246 万 4,000 円を追加し、障害者自立支援給付費負担金 28 万 9,000 円の増額。障害者自立支援医療給付費負担金、204 万 9,000 円の減額及び介護保険低所得者保険料軽減負担金、6,000 円の増額はいずれも実績によるものでございます。

次の節 02 児童福祉負担金では、児童手当費負担金において中学生では対象者の増により増加となったものの、中学生以下の対象児童数の減少による実績で、226 万 5,000 円を減額するもので、民生費国庫負担金の総額を 1 億 0,302 万 9,000 円とするものです。

○総務課長（井上 永一君） 9 ページをごらんください。次に項 02 国庫補助金ですが、総務費国庫補助金は 366 万 7,000 円の増額でございます。内訳は総務費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として歳出でご説明いたしますが、システムの情報連携に必要となり情報連携の対象となる個人情報の副本を保有管理し、住民基本台帳システム、情報提供ネットワークシステムなどの情報の受け渡しを仲介する中間サーバーと呼ばれるシステムの開発負担金として、377 万 5,000 円が増額となり選挙人名簿システム改修費補助金は、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられることに伴うシステム改修費補助金が、

補助金交付見込み額により 10 万 8,000 円の減額となるものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目 02 民生費国庫補助金では、165 万 1,000 円を減額するもので、内訳ですが、節 01 社会福祉補助金では、障害者地域生活支援事業補助金では 15 万 4,000 円を。次の臨時福祉給付金事業補助金では 81 万円を。次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金では 21 万 9,000 円をいずれも実績に基づき減額するもので、次の節 02 児童福祉補助金では、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金において実績により 46 万 8,000 円を減額し、民生費国庫補助金の総額を 1,767 万円とするものです。

次の目 03 衛生費国庫補助金では、感染症予防対策事業費等補助金において実績により 75 万 8,000 円を減額するもので、衛生費国庫補助金の総額を 4 万 2,000 円とするものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に目 04 土木費国庫補助金、244 万 9,000 円の増額は、橋梁費補助金で女夫橋補修工事の精査及び補助金の交付率の変更により、社会資本整備総合交付金の額の確定によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次の目 05 消防費国庫補助金は、防災費補助金で 34 万 7,000 円の減額となります。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づく、住宅、建築物耐震改修事業補助金の補助実績により減額となるものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育費国庫補助金でございますが、3 万 2,000 円の増額は、中学校統合に伴い市町村が負担した遠距離通学費を対象に、基本補助率 2 分の 1 で支給される、へき地児童生徒援助費補助金の実績による増額を見込むものでございます。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の項 03 国庫委託金、目 01 総務費委託金の 2 万 9,000 円の増につきましては、外国人の転入転出の事務費の増を見込むものです。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 14 都支出金、項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金は、450 万 3,000 円を減額するもので、内訳ですが節 01 社会福祉負担金では説明欄記載の事業について、いずれも実績により見込み額の増減により差し引き 266 万円を減額するもので、次の節 02 児童福祉費負担金では児童育成手当費負担金及び児童手当費負担金について、それぞれ実績見込みにより合わせて 184 万 3,000 を減額し、民生費都負担金総額を 9,758 万円とするものです。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の都補助金、総務費都補助金は 758 万 8,000 円の減で、公共施設調整交付金、1,158 万 4,000 円の減は、小河内処理区下水道事業の実績によるもので、次の伐木事業補填収入、22 万 8,000 円の増につきましては交付決定によるもの。

11 ページをお開きいただきまして、次の電源立地地域対策交付金、23 万 7,000 円の減も交付決定によるものでございます。

次の多摩の魅力発信事業補助金、29 万 5,000 円の減は事業費の実績に伴い減額するものです。

次の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、430 万円の増は地方創生先行型事業費といたしまして 200 万円を。また、地方創生先行型上乘せ交付分といたしまして、230

万円を計上させていただくものでございます。この地方創生先行型の交付金でございますが、国が地方版総合戦略の策定及び総合戦略における、仕事づくりなどの実施に支援をいただくもので事業の内容につきましては、歳出でご説明をいたしますが、企画事業費では、地方創生先行型事業といたしまして新規に実施をいたします、空き家提供補助金、200万円を。また、上乗せ交付金、230万円は広報費で町の魅力を伝えるテレビ番組制作費の一部として、それぞれ見込むものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目 02 民生費都補助金では、166万6,000円を減額するもので、内訳ですが、節 01 社会福祉費補助金で、地域福祉推進包括補助事業補助金では、人にやさしい道づくり整備事業等について、実績により85万2,000円を減額し、障害者施策推進包括補助事業補助金から、高次脳機能障害者支援促進事業補助金までそれぞれ実績に基づく減額により、社会福祉費補助金全体で102万円を減額するもので、次の節 02 児童福祉補助金では、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助金から子ども医療費助成事業補助金まで、それぞれ実績に基づき88万1,000円を減額し、子供家庭支援包括補助事業補助金では、子育て家庭安心安全確保対策事業として平成25年度から実施している事業について、ここで東京都の要綱が確定したことから新たに補助率2分の1で23万5,000円を予算計上するものです。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

次の目 03 衛生費都補助金では、医療保健政策包括補助事業補助金において、5歳児健康診査事業の事業対象者数の増加と、昨年度まで慶應大学と共同で実施しておりました、遠隔予防医療相談事業が、町単独での健康相談事業となったことにより、新たに都に経費の一部を補助金として申請し、認められたもので、合わせて237万2,000円を追加するもので、衛生費都補助金の総額を1,830万円とするものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の目の 04 農林水産業費都補助金は、総額42万3,000円の減額を見込むもので節 01 農業費補助金、25万7,000円の減額は東京都の補助金確定によるもので、説明欄にございますシカ被害対策事業補助金、10万8,000円の減額は契約差金により、次のページの山村離島振興施設整備事業費補助金、14万9,000円の減額は実績によりそれぞれ見込むもので、次の林業費補助金153万4,000円の減額は説明欄記載の林道開設及び改良3路線及び地域環境力活性化事業補助金の額の確定によるものです。次、節の 03 水産業費補助金136万8,000円の増額は、説明欄にございます、内水面漁業環境活用施設整備事業費補助金が今年度創設され補助率を当初、2分の1としておりましたが交付決定により、4分の3に引き上げたことによるものです。

次に目 05 商工費都補助金は、総額63万2,000円の減額を見込むものです。内訳ですが節 01 観光費補助金、57万9,000円の減額は説明欄にございます、事業の入札により次の節 02 商工費補助金、5万3,000円の減額は実績によりそれぞれ減額を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に目 06 土木費補助金、1,601万7,000円の減額は説明欄記載の各5路線は、委託料、工事費、物件補償費、用地買収費のそれぞれの精査によ

る市町村土木補助金の額の確定によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に目の 07 消防費都補助金、防災費補助金ですが、34 万 7,000 円の減額でございます。消防費国庫補助金と同様に耐震診断の対象建築物の補助金が補助実績により減額となるものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育費都補助金でございますが、1,503 万 9,000 円の減額となります。内訳でございますが、教育総務費補助金は、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金は、園児数の確定により 18 万 2,000 円を。中学校統合に伴う補助金である、新しい学校づくり重点支援事業補助金は補助対象事業の確定により、1,569 万 5,000 円をそれぞれ減額するもので、次の 13 ページの社会教育費補助金の 83 万 8,000 円は、オリンピック・パラリンピックの成功に向けた、区市町村支援事業であるスポーツ振興等事業費補助金として、パリ市で発生したテロ事件により中止となりましたがウィーンへの海外音楽交流派遣事業を対象に、そのキャンセル料に対し補助率 2 分の 1 の 83 万 8,000 円を新規計上するものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に項の 03 都委託金でございます。総務費委託金は 105 万 2,000 円の減額となります。統計調査費委託金の減額で、国勢調査費の事業費確定によるものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 目 02 民生費委託金、社会福祉費委託金では、委託事務費の額の確定及び実績により 4 万 8,000 円を減額するものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次の目 04 商工費委託金、1 万 7,000 円の減額は河川等清掃業務委託の実績を見込むものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に目 05 土木費負担金、170 万円の減につきましては、奥多摩周遊道路委託金及び管理事務費の実績により額の確定によるものでございます。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育費委託金でございますが、532 万 1,000 円の減額は、水と緑のふれあい館の管理運営事業費のうち、修繕費、委託料等が実績により減額となるため、東京都との協定によりまして管理運営事務費及び管理運営委託金が減額となるものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款 15 財産収入、財産貸付収入 78 万 9,000 円の減は、貸地料が 11 万 6,000 円の増。貸家料は 90 万 5,000 円の減で古里診療所の使用料見直しによりまして、73 万 8,000 円の減と職員住宅、16 万 7,000 円の減は入居していた職員が町内に住宅を建て、退室したことによるものでございます。14 ページをごらんいただきまして次の財産運用収入、利子及び配当金 56 万 5,000 円の増は、財政調整基金を初め説明欄の各基金に対する利子の実績によるものでございます。次の財産売払収入、不動産売払収入、324 万 4,000 円の増は川井若者住宅分譲地の最後に残っておりまして 1 区画が売れたことによるものでございます。

次の款 16 寄付金では、一般寄付金 327 万 5,000 円の増については奥多摩工業様から例年

いただいております 100 万円に加えまして、町制施行 60 周年記念といたしまして、奥多摩工業様並びに昭和石材様から、各 100 万円。また、ふるさと納税寄付金が 37 万 5,000 円あったもので次の指定寄付金については、40 万円の減はいずれも実績によるものでございます。

次の款 17 繰入金、基金繰入金では、財政調整基金繰入金 1,600 万円の減。公共施設整備基金繰入金 800 万円の皆減は、いずれも当初予算で。財源不足から基金を取り崩していたものを財政調整により戻し入れを行うものでございます。

15 ページをお開きください。次の款 19 諸収入では、町預金利子 1 万 5,000 円の増。次の受託事業収入では、巨樹・巨木林調査データ整備受託収入、2 万 5,000 円の減。農産物有害鳥獣対策受託収入、418 万 9,000 円の減。次の雑入、弁償費 8 万円の増は、行旅死亡人所持金によるもの。次の実費徴収金、26 万 3,000 円の減はいずれも説明欄記載の各事業の実績によるもので、次の過年度収入、1 万 2,000 円の増は、新・元気を出せ商店街補助金の過年度返還金でございます。

最後 16 ページをごらんください。市町村振興宝くじ収益配分金、42 万円の増についてはオータムジャンボ宝くじ収益配分金の交付決定通知によるものです。

次の雑入、25 万 3,000 円の減は説明欄に記載の各事業の実績によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午前 11 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 00 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 32 号歳出の内容説明から行います。総務課長から。

○総務課長（井上 永一君） 補正予算書 17 ページからは歳出に入りますが、その前に人件費につきまして、総括的にご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、補正予算書の 68 ページ、給与費明細書をごらんください。68 ページは特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をごらんください。その他の職員数も 23 名の減は、会議等を開催せず委員の委嘱を行いませんでした民生委員推薦会委員及び消防団員が実団員数により減となるもので、報酬の 166 万 4,000 円の減額は 40 種ございませぬ各種委員会委員報酬等の不用額でございます。

69 ページをごらんください。一般職でございます。上段の上から 3 行目比較の欄でございますが、職員数及び給与費の給料は変更がございません。職員手当は 2,386 万 7,000 円

の増額。1つ飛ばしまして共済費も変更はなく合計で2,386万7,000円の増額でございます。職員手当の内訳は下段の表のとおり、不要額または所要見込み額の調整となりますが、退職手当組合負担金の2,431万円の増額は定年退職者、勸奨退職予定者の普通退職時との退職手当との差額分を町が加入している市町村職員退職手当組合の規定に基づき納入するものでございます。

以上で給与費明細書のご説明を終わらせていただきます。17ページにお戻りください。歳出でございます。

○議会事務局長（澤本 恒男君） それでは歳出の説明に入ります。款01議会費からになります。議会費の総額は、19万7,000円を減額し、1億210万8,000円となります。内訳で、議会事務局費は2万5,000円の減。不用額となります。議会運営費は17万2,000円の減で、賃借料と負担金の不用額の調整となります。

以上で議会費を終わります。

○総務課長（井上 永一君） 次に款の02総務費でございます。項の01総務管理費ですが一般管理費は総額で、1,738万3,000円の増額となります。内訳ですが一般管理費の2,137万1,000円の増額は、人件費のうち職員手当等が給与費明細書でご説明いたしました、退職手当組合負担金の増額。賃金については、臨時職員賃金の減額。需用費から次の18ページの委託料までそれぞれ事業実績による減額及び不用額でございます。

次の庁舎管理費は300万円の減額でございます。需用費の光熱水費で庁舎電気料及び工事請負費について、維持補修工事がそれぞれ150万円実績により減額となるものでございます。

次の目05災害対策用職員住宅管理費の1万2,000円の増額は、光熱水費の5万円の減額は電気料の減額によるもの。修繕費の6万2,000円の増額は、大氷川住宅の修繕費の増額によるものでございます。

次の災害対策用職員住宅建設事業費の100万円の減額は、ただいま建設しております長畑第二住宅の附帯工事費の不用額でございます。

次に、広報費は48万3,000円の増額となります。内訳ですが、賃金及び役務費につきましては事業実績により減額となります。

19ページをごらんください。委託料はホームページの公開用サーバーの移設対応支援委託費が17万3,000円。負担金・補助及び交付金の都内13町村、共同実施の町村の魅力を伝えるテレビPR番組制作費の増加により、負担金が91万円増額となるものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の財産管理費は305万円の減で、需用費40万円の減は旧古里中学校の光熱水費の減、委託料146万円の減は旧古里中学校を初め3施設の消防用設備点検委託料は6万円の減。また、公共施設と総合管理計画策定業務委託は、100万円の減。公有財産の管理システムデータ更新委託料が40万円の減がございまして、いずれも実績により減額するものでございます。

次の公有財産購入費を 119 万円の減は、福祉会館入り口部分の用地購入の実績により、不用額とするものでございます。

次の企画費 572 万 6,000 円の増は負担金補助及び交付金で、バス路線維持対策費補助金が 573 万円の増で、これは主に中学校統合に伴い、大丹波清東橋行の増便と、既存の上日向行上下 14 便全てを、清東橋まで延伸したことに伴う経費の増加分の実績によるものでございます。バス会社への補助金の総額は 5,573 万円となります。

次の三鷹・立川間立体複々線促進協議会分担金、8,000 円の減。全国過疎地域自立促進活性化連盟分担金、2,000 円の増はそれぞれ通知によるもの。

次の平和首長会議負担金、2,000 円は新たに当該団体に加盟することによるものでございまして、この平和首長会議とは、昭和 57 年にニューヨークの国連本部で開催されました、第 2 回国連軍縮特別総会におきまして、広島市長が世界の都市が国境を越えて連携をし、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうということで、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画というのを提唱いたしまして、この趣旨に賛同する自治体等で構成された、NGO 団体がございます。現在世界で 160 の国々が参加し、6,374 の都市が加盟をしているということで日本国内におきましても、全市町村の 87% に当たる 1,514 団体が加盟しているものでございます。

20 ページをごらんをいただきまして次の企画事業費。1,857 万 9,000 円の増でございますが、委託料 100 万円の減は、当初単独費で計画をしておりました隔年で実施をしております、まちづくりアンケート調査業務委託、これを別途計画する地方創生先行型事業といたしまして、奥多摩町総合戦略の策定費の中に組み込んで、実施をすることができたため減額するものでございます。

次の公有財産購入費 1,957 万 9,000 円の増につきましては、丹三郎地内の土地・建物の買収費で場所につきましては、丹三郎 41 番 2。ほか二筆でございまして、延べ 625.61 平米。建物は、城西製作所工場及び事務室など、延べ 573.92 平米となります。本物件につきましては、会社側から事業縮小に伴い土地建物の売却の申し出があったことによるものでございまして、町では企業誘致用として購入いたしまして、利用を希望する企業とのマッチングを行うことで、新たな雇用の創出を図り、地域振興につなげていくために購入をするものでございます。

次の地方創生先行型事業費 200 万円の増については、負担金・補助及び交付金で空き家提供助成金として、新たに 200 万円を計上するもので、本年度、新たに改修いたしました空き家活用事業ですね、この補助金事業として実施をするため計上するものでございます。○総務課長（井上 永一君） 次に電子計算費は 169 万 3,000 円の減額でございます。電子計算管理費の 64 万 2,000 円の減額は、中間サーバー負担金について地方公共団体情報システム機構からの負担金決定通知により減額となり、377 万 5,000 円となるものでこの負担金は歳入で、歳入の総務費国庫補助金でご説明いたしましたが、全額国庫補助金で措置

されるものでございます。電子計算開発費の105万1,000円の減額は、選挙人名簿システム税番号制度システム等の改修委託費の実績によるものでございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の地域振興費、コミュニティ施設管理費48万円の増は、負担金・補助及び交付金で、登計集会場トイレ修繕に係る、自治会実施に工事費及び大丹波生活館の改修費に対する補助金の町負担分80%として見込むものでございます。

次のコミュニティ施設整備事業費38万1,000円の増については、本年1月の降雪により丹三郎生活館の屋根が、隣接する神社の樹木の枝折れによりまして、破損をいたしました。その修繕費を見込むものでございます。

次の基金運用費25万8,000円の減につきましては、21ページをお開きいただき、財政調整基金費、3万2,000円の増及び次の減債基金費、47万5,000円の増はいずれも利子分を積み立てるもので、次の公共施設整備基金費、76万5,000円の減は利子分の積み立てによる増が4万6,000円と歳入でご説明をいたしました、農林水産施設使用料81万1,000円の減によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に車両費、車両管理費は、83万7,000円の増額となります。庁用バス管理委託費が利用実績により増額となるものでございます。次の交通安全対策費、7万2,000円の増額は、毎年、小学校入学児童へ配布しております、ランドセルカバーについてわさびーを入れたカバーを配布するための版代となります。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の項02徴税费、目01税務総務費の147万円の減につきましては不用額で、次の01賦課徴収費の81万3,000円の減につきましては、委託料で34万6,000円の不用額で減と、14の使用料及び賃借料46万7,000円の減で、公図管理システムの賃借料の額の確定によるもので、次の戸籍住民基本台帳費31万9,000円の減は、職員手当10万円の超過勤務の増額を見込むものと、11の需用費から14使用料及び賃借料まで額の確定によるものの減とし、次の備品購入費、12万8,000円の減につきましては、不用額で窓口カウンターの改修工事終了によるものです。

次の23ページをお開きください。社会保障・税番号制度の26万円の減につきましては委託料で、13万9,000円の減でマイナンバーの貸与プリンターの保守委託が5年間無料となったための減額と、18の備品購入費で11万2,000円の減につきましては不用額です。

○総務課長（井上 永一君） 次に項の05統計調査費です。国勢調査費の105万2,000円の減額は事業実績によるものでございます。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 項06監査委員費ですが10万円の増額は人件費の所要額の調整でございます。

以上で総務費を終わります。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款03民生費でございます。24ページをごらんください。項01社会福祉費、目01社会福祉総務費では01社会福祉総務費から04民生・児童委員協力員事業費まで、それぞれ不用額を整理するものです。

25 ページお開き願います。05 行旅死亡人取扱費では需用費では不用額を整理し、償還金・利子及び割引料では、平成 24 年度に行旅死亡人にとって相殺をとり行った方について、ご遺族が判明し既にとり行った捜査費について、実費分をご負担いただいたことにより、都が負担した費用を返還するため、16 万 2,000 円を追加し差し引き 14 万 2,000 円を増額するものです。

次の 10 社会福祉基金費では、実績により寄付金 20 万円を減額するものです。次の 12 国民健康保険事業費、1,532 万 4,000 円の増は職員手当で 10 万円の増額。繰出金で療養給付費等国庫負担金等の減による歳入不足を補うため、1,000 万円。保険基盤安定繰出金等の増減により 522 万 4,000 円を増額するもので、国民健康保険事業費総額を 1 億 163 万円とするものです。

次の 13 福祉集会所維持管理費では、開設当初に設置した空調機について 24 年経過し、機器の劣化等により交換が必要となったため、工事請負費で新たに 54 万 9,000 円を追加するものです。

次の 15 福祉サービス第三者評価事業費は、東京都の補助により実施している認知症高齢者グループホームの第三者評価事業の不用額です。

次の 17 少子化・定住化対策事業費では、報償費において当初見込んでいた奨励金について皆減するもので、26 ページをごらんいただき、委託料では子ども子育て支援事業システム開発委託について、実績により不用額を減額。負担金補助及び交付金においては定住助成金は、実績により減額するもので合わせて 51 万 2,000 円を減額するものです。

次の 19 臨時福祉給付金事業費では、賃金を職員手当に組みかえ負担金・補助及び交付金では、臨時福祉給付金の給付額の実績により 81 万円を減額し、償還金利子及び割引料では、補助金の確定により過年度分の返還金は 38 万 5,000 円を追加し、臨時福祉給付金事業費を 577 万 5,000 円とするものです。

次の 20 地域保健福祉計画策定事業費では、契約額の確定により 222 万 6,000 円を減額するものです。目 02 老人福祉費では、27 ページをごらんください。01 高齢者福祉地域支援事業費から 14 福祉モノレール等整備事業費まで、不用額を整理するもので次の 15 にやさしい道づくり整備事業費では、実績に基づき工事請負費の減額と過年度都補助金返還金の増額により、約 149 万 9,000 円を減額するものです。

28 ページをごらんください。16 介護保険事業費では、報酬において介護認定審査会に 1 名が体調不良のため、長期欠席していることから報酬を 65 万 4,000 円減額し、繰出金では給付費の見込みにより町負担分を 313 万 7,000 円減額し事務費繰出金、56 万 5,000 円と低所得者の保険料軽減のための繰出金、1 万 4,000 円の増額により差し引き 255 万 8,000 円を減額するものです。なお、繰出金については介護保険特別会計でご説明いたします。

17 介護予防ケアマネジメント事業費では需用費から備品購入費まで、不用額を整理するもので次の 18 介護保険サービス等在宅低所得者利用者負担助成事業費では、扶助費におい

て実績により 4 万 3,000 円を減額するものです。

次の 20 後期高齢者医療事業費では、後期高齢者医療給付費等の実績により、療養給付費繰出金から事務費繰出金まで、それぞれ増減するもので、後期高齢者医療事業費の総額を 1 億 2,046 万円とするものです。なお内容につきましては、後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

29 ページをお開き願います。目 03 心身障害者福祉費では、01 心身障害者福祉費において、役務費で障害福祉サービス送付用の郵券代について不用額を。負担金・補助及び交付金で、当初見込んでいた研修が行われなかったことにより、合わせて 5 万 5,000 円は減額するものです。

次の 02 重度障害者見学事業費の 18 万 7,000 円の減は、需用費から使用料及び賃借料までそれぞれ不用額を整理するものです。

次の 03 在宅心身障害者福祉手当給付事業費から 30 ページの 05 町単独精神障害者支援事業費までは、それぞれ扶助費において実績により不用額を整理するものです。

次の 06 重度障害者児（児）住宅設備改善等事業費では償還金利子及び割引料で、平成 26 年度の額の確定により返還金として 27 万 3,000 円を追加するものです。

次の 07 重度障害者（児）タクシー乗車料金助成事業費 30 万円の減額は扶助費において実績により不用額を減額するものです。

次の 08 障害者総合支援事業費 84 万 7,000 円の減額は、報酬から償還金・利子及び割引料まで説明欄記載の費用について実績により、それぞれ増減するものですが、報酬及び役務費の増額は、障害支援区分判定の対象となった障害者の実績の増によるものです。

次の 09 障害者自立支援医療事業費では、扶助費において更生医療給付費については、これまでの実績により見込額を減額し、育成医療給付については、これまで実績がないことから新規見込み分のみとし、合わせて 111 万 2,000 円を減額するものです。

31 ページお開き願います。10 障害者地域生活支援事業費では委託料では、障害のある方の外出時に手助けをするためのガイドヘルパー事業の実績により 35 万円の増額。扶助費では、日常生活用具給付費の利用者の増により 40 万円を増額し、備品購入費では不用額を整理し、あわせて 74 万 6,000 円を増額するものです。

次の 14 高次脳機能障害者支援促進事業費及び 15 自殺対策事業費では、それぞれ説明欄の不用額を減額するもので、次の 17 障害者虐待防止対策事業費では、需用費の印刷製本費において、啓発用パンフレットの印刷費の確定により、不用額を整理するものです。

目 04 福祉会館費では、工事請負において冷水器の設置工事費の確定により不用額を整理するものです。

次に児童福祉費です。32 ページをごらんください。目 01 児童福祉総務費では、02 児童福祉費で報償費において、子育て支援協議会委員に対する報償費の不用額を減額。使用料及び賃借料ではシステム機器使用料の見込みにより、合わせて 12 万円を減額し、次の 03

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費では委託料において実績により減額。次の 04 ひとり親家庭医療費助成事業費及び 05 乳幼児医療費助成事業費ではそれぞれ事業費において不用額を減額し、次の 06 子ども医療費助成事業費では需用費において不用額を減額し、33 ページお開き願います。委託料では、国保連及び社会保険診療報酬支払基金に委託している、医療費支払事務費等の精査により 1 万 6,000 円を追加。扶助費では国保加入者に対する医療費の増額に伴う追加と償還払いによる現金給付の実績により、24 万 4,000 円を追加し、合わせて 24 万 6,000 円の増額となります。

09 子育て世帯臨時特例給付金事業費では事業の終了に伴い、職員手当から負担金補助及び交付金まで、実績によりあわせて 46 万 6,000 円を減額するものです。

目 02 児童措置費です。01 保育所措置費では委託料において子ども子育て支援新制度に伴う保育単価の改定により、氷川保育園で 897 万 1,000 円。古里保育園で 690 万 6,000 円をそれぞれ追加するもので、負担金・補助及び交付金では歳入でもご説明いたしましたが、子育て家庭安心安全確保対策事業補助金として、町内の保育所等の安全安心対策用備品等の購入に対する補助事業のため 47 万 1,000 円を追加するものです。今年度につきましては、古里保育園の災害用品の更新に対して補助を実施する予定です。償還金・利子及び割引料では平成 26 年度の補助金の確定に伴う返還金 8 万 4,000 円を追加し、保育所措置費の総額を 1 億 8,165 万 5,000 円とするものです。

02 児童手当費では備品購入費で、書籍購入費を減額。扶助費では児童手当において、0 歳児から小学生までについては実績により減額。中学生では実績により増額となり、特例給付の減額とあわせ児童手当費全体で、323 万 9,000 円を減額するものです。

03 児童育成手当費では、対象児童数の減により、育成手当、障害手当それぞれ増減するものです。目 03 児童健全育成事業費では、01 放課後児童健全育成事業費において事業費から、35 ページをお開き願います、備品購入費まで学童保育所の不用額を整理するもので、児童健全育成事業費の総額を 813 万 3,000 円とするものです。

目 04 子ども家庭支援センター事業費では、01 子ども家庭支援センター事業費において、賃金及び報償費では実績により減額。需用費では子ども家庭支援センター駐車場の車どめが、除雪の際に破損したため修繕費を 5 万円追加し、備品購入費では不用額を減額し、償還金・利子及び割引料では、平成 26 年度の補助金の確定に伴う返還金 9 万円を追加するものです。

02 ファミリー・サポート・センター事業費では、需用費及び役務費では不用額を減額し、償還金・利子及び割引料では平成 26 年度の補助金の額の確定に伴う返還金 1 万 4,000 円を追加するものです。

03 病後児預かり事業費では、役務費において不用額を減額し、委託料では事業に従事する会員の方に抗体検査を受けていただくことにより増額するものです。

04 育児支援家庭訪問事業費では需用費の減と償還金・利子及び割引料の増に伴う減とな

ります。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の項 03 国民年金費の目 01 国民年金総務費の 15 万円の増につきましては職員手当を見込むものでございます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 04 衛生費です。37 ページをお開き願います。目 01 保健衛生総務費。05 保健福祉センター管理費では、需用費で封筒印刷代の不用額 6 万 9,000 円を減額。役務費では、浄化槽の汚泥引抜料として計上していた金額について、今年度の実施を見送ったことにより 35 万 7,000 円を減額。備品購入費では管理用掃除機の故障により新たに購入するため 2 万 8,000 円を追加し、保健福祉センター管理費の総額を 3,013 万 7,000 円とするものです。

06 古里歯科診療所事業費では役務費で、故障により使用できなくなった診療用チェアユニットの撤去処分費として、17 万 9,000 円を追加。使用料及び賃借料では年度当初の導入を予定してきた歯科レントゲン装置について、協議の結果年度末からの使用開始となったことから、1 カ月分のみを残して 137 万 5,000 円を減額するものです。

07 犬の登録と予防接種事業費では、需用費において不用額を減額するものです。

目 02 予防費です。01 健康づくり推進事業費では、報償費において実施を予定していた後援会等の謝礼金について 13 万円を皆減とするもの。負担金・補助及び交付金において各自治会の保健推進員の皆様の活動事業の実施見込みにより 44 万円を減額し、健康づくり推進事業費の総額を 561 万 7,000 円とするものです。

02 へき地専門医療確保事業費から 09 女性特有のがん検診推進事業費まで、それぞれの事業の実績により不用額等を減額するものですが、04 定期予防接種事業費では予防接種対象児童数の減少及び法定予防接種である子宮頸がんワクチンについて、積極的な接種干渉を国がしない方針を継続したことなどにより、565 万 7,000 円の大幅な減額となりました。10 骨粗しょう症予防対策事業費では、受診見込者数の増により 40 人分、8 万円を増額するもので、次の 11 健康相談事業費では、東京都補助金の見込みによる一般財源からの組みかえによるもので、予算の増減はございません。

39 ページをお開き願います。12 食育推進事業費では、報償費で実績により講師謝礼等の減。委託料で回数が増により、指導員委託料 3 万円追加し使用料及び賃借料では不用額を減額するものです。13 生活習慣病等予防事業費では、需用費から委託料までを実績によりそれぞれ減額するものです。

目 03 母子保健事業費です。02 妊婦健康診査事業費から 16 フッ化物選考推進事業費まで実績により、それぞれ説明欄記載のとおり減額するものですが、40 ページの中ほどの、08 5 歳児健康診査事業費につきましては、東京都補助金の増額に伴い一般財源から特定財源に 1 万 2,000 円を組みかえるもので予算の増減はございません。

41 ページお開き願います。17 未熟児養育医療事業費では平成 26 年度の補助金の確定に伴い償還金・利子及び割引料で 11 万 9,000 円を追加するもので、母子保健事業費全体では

114万円を減額するものです。

○住民課長（宮田 昭治君） 次の目 01 の環境衛生総務費の 21 万 5,000 円の減につきましては説明欄にございます各項目の不用額で、次の環境対策事業費 4 万 3,000 円の増につきましては、報償で 4 万 6,000 円。旅費で 3,000 円。需用費で 1,000 円の減。次のページの 13 の委託料で、5,000 円の減は不用額です。次の生活排水対策事業費の 23 万 5,000 円の減につきましては需用費で説明欄にあります不用額です。次の塵芥処理費の清掃費のごみ処理事業費 100 トンで 1 万 1,000 円の増につきましては、賃金で 3 万円の増を見込み 11 の需用費で 111 万 6,000 円の減を見込み、これにつきましては光熱水費の減でクリーンセンターの電気料の減が主なもので、次の役務費の 11 万 6,000 円の減につきましては、減を見込み次のページの 13 の委託料 71 万 2,000 円の減につきましては、額の確定及び見込みによるもので、次の 14 の使用料及び賃借料 575 万 6,000 円につきましては、資源収集の運搬用トラックのリース料を見込むもので、次の 15 の工事請負費から備品購入費までは不用額です。次の負担金・補助及び交付金で 237 万 7,000 円の減につきましては、西秋川衛生組合負担金の減を見込むもので、次の 03 し尿処理費の 01 し尿処理事業費 91 万 9,000 円の減につきましては、委託料で 31 万 8,000 円の減。汲取ホースのポンプ作業委託の実績によるものと、次のページの 19 負担金・補助及び交付金の 60 万円の減につきましては、浄化槽汚泥清掃費の軽減措置補助金減が主なものでございます。

款 04 衛生費でございます。項 03 病院費、目 01 病院費は病院事業に対する繰出金として、1,000 万円を追加し 1 億 500 万円とするものです。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に款 06 農林水産業費です。項 01 農業費の農業委員会費 38 万 1,000 円の減額を見込むものです。内訳ですが節 09 旅費 4 万 3,000 円の減額は実績見込みにより、節 13 委託料 8 万 5,000 円の減額及び節 14 使用料賃借料 25 万 3,000 円の減額は、農地台帳システムを町がリースしているパソコンを使用したことから、皆減を見込むものです。次に目 02 農業総務費 445 万 2,000 円の減額は農作物有害鳥獣対策事業費において見込むもので、次の 45 ページをお開きください。節 09 旅費 2 万 9,000 円の減額は実績見込みにより不用額を整理し、節 13 委託料 426 万 1,000 円の減額のうち説明欄にございます、緊急捕獲委託シカ柵見回り管理費 7 万 3,000 円の減額は不用額の整理を、その下のシカ被害対策委託 418 万 8,000 円の減額は緊急捕獲事業のヘリ捕獲が、悪天候により 2 回中止となったことから。次の節 16 原材料費 16 万 2,000 円の減額は、簡易電気柵設置希望者の見込みにより、それぞれ見込んだことによるものでございます。

次に、目 03 農業総務費は総額 52 万円の減額を見込むものです。内訳ですが、農業振興総務費 31 万 2,000 円の増額は節 07 賃金 7 万 8,000 円及び次の節 12 役務費 11 万円の減額は実績により不用額を。次の節 13 委託料 50 万円の増額は 1 月の大雪により、雪害木の伐採の作業委託を見込んだことによるもので、次のページをごらんください。山村地域農林業振興事業費 16 万 9,000 円の減額は、山葵田用モノレールの実績により、次の町農林業等

振興事業費 4 万 3,000 円の減額は節 01 報酬費及び節 09 旅費ともに実績見込みにより不用額を。次の体験農園管理運営事業費 62 万円の減額は、節 11 需用費では 12 万円の増額を下水道接続に伴う年度末までの使用量の見込みにより、節 13 委託料 2 万円及び節 15 工事請負費 72 万円の減額は事業完了により不用額をそれぞれ見込んだことによるものです。

次に款 06 農林水産業費、項 02 林業費、目 01 林業総務費 61 万 4,000 円の減額につきましては、01 林業総務費、職員手当 10 万円の減額は人件費の調整によるもので、次の山林の強化負担金の 51 万 4,000 円の減額は、額の確定によるものでございます。

次に目 02 林業振興費は 5 万 5,000 円の減額を見込むもので、次の 47 ページをお開きください。林業振興総務費の節 19 負担金・補助及び交付金において、林業従事者退職金積立事業補助金を申請見込みにより 5 万 5,000 円の増額を計上することによるものです。

次に目 03 森林費は総額 268 万 1,000 円の減額を見込むものです。内訳ですが、森林保全・活用総務費 268 万 1,000 円の減額は昨年度退職した、森林保安員について採用者が新卒のため、節 07 賃金を減額するもので、次の多摩の森林再生事業費は額の変更はなく、見込みより各施設の調整をするもので、次の森林セラピー事業費及び木質バイオマス推進事業費は変更はなく財源の組みかえによるものです。

○地域整備課長（須崎 政博君） 次に 47 ページから 48 ページにかけてお願いします。48 ページの款 06 農林水産業費、項 02 林業費、目 04 林道治山費 147 万 5,000 円の減額につきましては、01 林道維持管理費の 40 万円の増額は除雪車賃借料の増額でございます。次に 02 都補助林道開設事業費の 4 万 5,000 円の減額は名坂線林道開設工事の 22 補償・補填及び賠償金は、立木補償の額の確定により不用額となるものでございます。次に 03 都補助林道改良（舗装）事業費の 165 万円の減額は 13 委託料及び 22 補償補填及び賠償金の説明欄記載のそれぞれの額の確定によるものでございます。次に都営事業負担金都施工林道物件補償費は、梅沢寸庭線林道及び越沢線林道の立木補償の確定により、18 万円を不用額にするものでございます。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 次に項 03 水産業費は 1,655 万 8,000 円の減額を水産総務費において見込むもので、節 03 職員手当等 10 万円の減額は今後の使用見込みにより、節 13 委託料 120 万 2,000 円の減額は、次のページにかけて説明欄にございます 2 つの委託の契約確定に伴うもので、49 ページをお願いします。次の節 19 負担金・補助及び交付金 1,525 万 6,000 円の減額は、都水道局で実施する平石橋水管橋の調査及び工事の負担金のうち、工事は次年度以降になったことから、工事費分の負担金の皆減するものです。

次に款 07 商工費です。初めに目 01 商工総務費は 29 万 5,000 円を減額するもので、節 19 負担金・補助及び交付金の 30 万 5,000 円の減額は、中小企業退職共済及び歳末大売り出しの補助金確定に伴う不用額を。次の節 23 償還金・利子及び割引金 1 万円の増額は、前年度の商店街事業補助金において商品券の利用をされなかった分について、都へ返還金を見込んだことによるものです。

次に項 02 観光費です。目 01 観光総務費は 141 万 7,000 円の減額を見込むものです。内訳ですが、観光総務費 142 万 9,000 円の減額は節 09 旅費では鍾乳洞サミット事業終了により、特別旅費 20 万円の減額を。節 11 需用費は印刷製本の契約確定に伴い 98 万 2,000 円の減額を。次の 50 ページをお願いいたします。節 12 役務費は不用額 5 万 6,000 円の減額を。節 13 委託料はカレンダー作成委託の確定に伴い 19 万 1,000 円の減額を見込み、次の観光施設等整備基金費は 1 万 2,000 円の積立金の増額をそれぞれ見込んだことによるものです。

次に目 02 観光施設費は総額 24 万 4,000 円の増額を見込むものです。内訳ですが、観光施設維持管理費 161 万 1,000 円の増額は。節 11 需用費において、観光用公衆トイレの水道及び下水道使用料の今後の見込みにより 64 万円の増額と、11 月の大雪により被害を受けました、青目立不動尊お休み処の屋根等の修繕費 100 万円の増額を見込み、次の節 12 役務費は、公共下水道の接続により、浄化槽検査料 1 万 7,000 円及び実績の見込みより電話料を 1 万 2,000 円の減額をそれぞれ見込み、次の観光施設整備事業費 54 万円の減額は節 13 委託料において説明欄にございます、森林資源を活用した観光振興整備事業の立木補償分を補償費に組みかえるため 111 万 8,000 円の減額及びその下の 2 つの設計委託は契約確定に伴い減額を。節 15 工事請負費は数馬峡トイレ下水道接続工事完了により不用額 16 万 4,000 円の減額を見込むもので、次のページ 51 ページをお願いします。節 22 補償・補填賠償金は委託料でございました立木補償分の組みかえにより 111 万 8,000 円の増額をそれぞれ見込み、次の鳩の巣荘建設事業費 82 万 2,000 円の減額は節 15 工事請負費において、附帯工事の完了に伴い不用額 82 万 2,000 円の減額を見込んだことによるものです。

○議長（須崎 眞君） お諮りします。会議の途中であります但ここで休憩にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時 0 分から再開いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第 32 号歳出款 08 の内容説明から行います。地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 51 ページをお願いします。款 08 土木費、項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 191 万 6,000 円の減につきましては、01 土木総務費で 69 万円の増額は人件費の減及び消耗品の増額で、19 負担金・補助及び交付金の額の確定によるものでございます。次に 02 奥多摩周遊道路管理費 195 万 3,000 円の減額につきましては、奥多摩周遊道路管理事務費及び委託料の額の確定によるものでございます。次に 03 登記事務費の 5 万 4,000 円の減額は未登記路線測量委託料及び地籍完了地区に伴う未登記処理作業委託料の額の確定によるものでございます。次に 51 ページから 52 ページにかけてお願いま

す。05 道路台帳事業費の 12 万 3,000 円の減額につきましては、道路台帳補正作業委託料の額の確定によるものでございます。次に、地籍調査事業 47 万 6,000 円の減額は主に 13 委託料の登記事務認証請求事務委託及び河川町林境界確定、地籍調査事業棚沢地区の額の確定によるものでございます。

次に款 08 土木費、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費 97 万円の増額は主に 14 使用料及び賃借料で、積雪時における除雪賃借料の増額で 22 補填・保障及び補償金は立木補償費の額の確定により減額するものでございます。

次に 53 ページをお願いします。目 02 道路新設改良費 2,192 万 7,000 円の減額につきましては、都補助道路新設改良事業費で 1,118 万 7,000 円の減額となり 13 委託料では説明欄記載の額の確定によるもので、22 補償・補填及び賠償金については大丹波地内の町道八桑寺前線の物件補償の額の確定により不用額とするものでございます。次に 02 町単独道路新設改良事業費 1,074 万円の減額につきましては主に 13 委託料で、説明欄の滝の平中線排水整備については、一部の地権者の同意が得られないことから 13 委託料及び 17 公有財産購入費及び補償・補填賠償金を減額とするもので、15 工事請負では説明欄のある熊沢地内残土処分整備工事については、地権者及び各関係機関との調整により計画の見直しが必要となり時間を要することから、次年度施行を検討するために不用額とするものでございます。

次に目 03 橋梁維持費 6 万 4,000 円の減額は、白妙橋の補修設計の委託業務の額の確定により減額とするものでございます。次に、54 ページをお願いします目 04 橋梁新設改良費につきましては財源組替のため補正はございません。

次に、款 08 土木費、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費 125 万 8,000 円の増額は給料職員手当等の人件費が増となり、主に 11 需用費の増額は、公営住宅の空き家修繕と公営朽久保住宅の風呂釜修繕 2 件により増額となったものでございます。

次に目 02 住宅建設費 1,907 万 5,000 円の減額につきましては、01 住宅建設費で 71 万 9,000 円は 13 委託料の説明欄で宅地分譲業務委託については、川井分譲住宅が完売したことにより 40 万 5,000 円を減となるもので空き家活用業務委託は、今年度実績によるものでございます。次の 17 公有財産購入費は平原源治氏より若者住宅用地として、取得しましたが、出入り口の部分が狭く通行に支障があることから、定住促進用地として小丹波南ノ原文文化会館駐車場付近の佐久間一三氏所有の土地を定住促進基金で 122 万 4,000 円で、74.74 平米を購入するものでございます。

次に 02 小丹波地内若者住宅建設事業費 1,265 万 8,000 円の減額につきましては、54 ページから 55 ページにかけてをお願いします。55 ページの 13 委託料で、16 万 3,000 円の減は説明欄記載の小丹波地内の若者住宅造成工事監理業務委託が減となり建設工事監理業務委託で、増となるものでそれぞれが額の確定によるものでございます。次に 15 工事請負費 1,249 万 5,000 円の減額は説明欄の小丹波若者住宅造成工事及び建設工事に関する附帯工事については現場精査により、額の確定によるものでございます。次に 03 棚沢地内住宅建

設事業費 713 万 6,000 円の減額につきましては、平成 28 年度に建設予定の棚沢地内の若者住宅に関する 13 委託料の説明欄のそれぞれについては、従来から行っている住宅建設設計図書を活用したことで、委託業務の内容が簡素化されたことにより減額とするものでございます。

次に款 08 土木費、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費 990 万 7,000 円の減額は、下水道特別会計繰出金の額の確定によるものでございます。

○総務課長（井上 永一君） 次に款 09 消防費です。非常備消防費は 166 万 1,000 円の減額でございます。消防団費の 166 万 1,000 円の減額は報酬から次の 56 ページの備品購入費まで実績により減額及び不用額でございます。次の消防施設費は 265 万円の減額でございます。内訳ですが、消防施設維持管理費 65 万 8,000 円の減額は、工事請負費及び備品購入費は不用額、負担金補助及び交付金 4 万 2,000 円の増額は、消火栓維持管理費の東京都水道局からの通知による追加負担分でございます。次の町単独消防施設整備事業費の 199 万 2,000 円の不用額は、小型動力ポンプの購入 1 台分の減額でございます。配備予定の分団との調整で購入を控えたものでございます。

次の防災費につきましては 244 万 2,000 円の減額でございます。57 ページをごらんください。需用費の 87 万 7,000 円。役務費の 37 万 2,000 円の減額は事業実績による不用額及び減額でございます。負担金補助及び交付金の 119 万 3,000 円の減額は歳入でご説明申し上げましたように、緊急輸送道路として指定されている国道 411 号線の沿線に建築されている建物のうち、地震発生時の倒壊により道路を塞ぐ可能性のある建物の耐震診断を実施するための補助金及びガスコンロ補助金について実績により減額するものでございます。

以上で消防費の説明を終わります。

○教育課長（守屋 吉彦君） 次に教育費でございます。まず項 01 教育総務費でございます。教育委員会費は 8 万円の減額となります。教育委員の費用弁償の見込み及び負担金補助及び交付金で各種負担金の決定による不用額でございます。次の事務局費は総額で 74 万 1,000 円の減額でございます。58 ページをごらんください。内訳ですが事務局費の 54 万 1,000 円の減額につきましては人件費及び旅費の調整と、使用料及び賃借料で複合機使用料の減額によるものでございます。次の教育文化振興基金費の 20 万円の減額は寄付金積立金の見込みによるものでございます。

次に教育指導費は総額で 291 万 2,000 円の減額となります。内訳ですが教育指導費の 261 万 7,000 円の減額につきましては賃金では説明欄記載の教育支援員等の賃金を勤務実績により減額するもので、委託料では説明欄記載の職員健康診断委託料等を受診者数の決定により減額するものでございます。次の私立幼稚園等保護者負担軽減事業費の 29 万 5,000 円の減額につきましては、対象園児数の確定による不用額でございます。

59 ページをごらんください。次に項 02 小学校費でございます。学校管理費の小学校管理費の 2 万 2,000 円の減額は役務費で聴力検査を行うオーディオメーターの点検費用を隔年と

したための減額でございます。

次に、教育振興費の古里小学校教育振興事業費の10万円の減額につきましては、不用額でございますが備品購入費の一般教材備品購入費などを契約実績により減額するものでございます。

次に学校建設費の小学校建設事業費の363万9,000円の減額は工事請負費で教室等木質化整備工事等の契約実績による不用額でございます。

次に項03中学校費でございます。学校管理費は総額で97万3,000円の減額となります。内訳ですが、中学校管理費の1万3,000円の減額は負担金及び補助及び交付金で各種負担金の決定による不用額でございます。次の奥多摩中学校管理費の96万円の減額は需用費及び次の60ページの使用料及び賃借料で、それぞれ不用額及び実績による減額でございます。

次の教育振興費につきましては、80万円の減額となります。内訳でございますが、中学校教育振興費の30万円の減額は負担金補助及び交付金で遠距離通学費補助金を実績により、次の奥多摩中学校教育振興事業費の50万円の減額は報償費、備品購入費及び負担金補助及び交付金で、いずれも実績による減額及び不用額でございます。

次に学校建設費の中学校建設事業費の147万9,000円の減額は工事請負費の不用額でございますが、キュービクル増設工事の契約実績による減額が主な内容でございます。61ページをごらんください。次に項04給食費でございます。給食管理費の97万円の減額につきましては賃金で、調理員等の勤務実績により減額を需用費では燃料費光熱水費は実績により減額を修繕費は消毒を保管庫及びエコキュート等の修繕費を計上するものでございます。

次に項05社会教育費でございます。社会教育総務費は総額で824万3,000円の減額でございます。内訳ですが社会教育総務費の80万5,000円の減額につきましては、社会教育費報酬の減及び人件費の調整を、また次の62ページにかけて、賃金は勤務実績により、報償費及び費用弁償については実績により、委託料については町制施行60周年記念事業60年振り返り写真展の不用額を。負担金・補助及び交付金は事業を休止した三カ町村若者交流事業負担金をそれぞれ減額するものでございます。次の教育文化振興事業費の656万4,000円の減額につきましては、いずれも実績による減額及び不用額でございます。このうち委託料の532万3,000円の減額は歳入でもご説明しましたが、事業を中止としたウィーンへの海外音楽交流派遣事業委託料について、これまでに発生した経費にかかるキャンセル料を除き減額するものでございます。

次の文化会館管理費の87万4,000円の減額につきましては、いずれも実績による減額及び不用額でございます。このうち、次の63ページの工事請負費の減額は外装タイル改修工事の契約実績による減額でございます。

次の青少年対策費の青少年対策事業費42万3,000円の減額につきましては、報酬費から負担金補助及び交付金までいずれも実績による減額及び不用額でございます。

次の文化財保護事業費の 18 万円の減額につきましては、文化財保護審議会委員報酬から次の 64 ページの負担金補助及び交付金までいずれも実績による減額及び不用額でございます。

次の水と緑のふれあい館事業費の 596 万円の減額につきましては、需用費及び役務費は実績による減額となりますが、特に施設修繕費と AV 機器修繕費の契約実績により修繕費が大きく減額となっております。

委託料につきましては実績により、説明欄記載の委託事業の増減を行い、次の 65 ページの使用料及び賃借料から負担金・補助及び交付金までいずれも実績による減額及び不用額でございます。

次の美術館事業費の 91 万 6,000 円の減額及び次の森林館事業費の 1 万 3,000 円の減額につきましては、いずれも実績による減額及び不用額でございます。

66 ページをごらんください。次に項 06 保健体育費でございます。保健体育総務費の 49 万 5,000 円の減額につきましては、いずれも実績による減額及び不用額でございますが、負担金補助及び交付金では 60 ウオーク運営負担金が確定したことにより、約 35 万円を減額しております。

次の体育施設費は総額で 130 万 9,000 円の減額となります。内訳でございますが、社会体育施設維持管理費の 6 万 4,000 円の減額及び次の総合運動場維持管理費の 124 万 5,000 円の減額は需用費から、次の 67 ページの工事請負費までいずれも実績による減額及び不用額でございますが、特に登記原総合運動場の光熱水費では芝生が三年目となり、水撒き量が減ったことから水道利用が減額となる見込みでございます。

教育費は、以上でございます。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 次の款 12 公債費は長期債元金償還費で額の変更はなく財源組替を行うものでございます。

次の款 14 予備費の 39 万 6,000 円の増は財源調整によるものでございます。

最後となりますけれども 70 ページをお開きください。継続に関する調書でございます。表の左から款商工費、項観光費、事業名は鳩の巣荘建設事業となります。年割額につきましては、本議案の副町長からの説明の中で、第 2 表継続費補正といたしまして説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

最下段をごらんください。計でございます。左から全体事業費は 11 億 8,570 万 3,000 円。財源内訳は国都支出金、7,768 万 6,000 円。1 列飛ばしその他財源、4 億 4,000 万円。一般財源、6 億 6,801 万 7,000 円。前年度末までの支出見込み額は 10 億 2,074 万 7,000 円。当該年度支出予定額は 1 億 6,495 万 6,000 円。当該年度末までの支出予定額は 11 億 8,570 万 3,000 円。継続費の総額に対する進捗率は 100%となっております。

以上をもちまして、議案第 32 号 平成 27 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で議案第 32 号の説明は終わりました。

次に議案第 33 号及び議案第 34 号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 議案第 33 号 平成 27 年度 奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算（第 3 号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。歳入となります。初めに款 01 使用料及び手数料、森の家使用料 131 万円の減額は台風など荒天による宿泊者の実績見込みによるものです。

次に款 03 諸収入の雑入 5 万 2,000 円の増額は、売店収入実績により見込むもので、次の目 02 実費徴収金 46 万 6,000 円の増額につきましては体験指導料と実費徴収金実績により見込むものです。

次に 6 ページをお開きください。歳出となります。初めに、目 01 一般管理費 23 万円の減額を見込むもので、節 03 職員手当等は今後の見込みにより超過勤務手当 10 万円の増額を。次の節 04 共済費は支払い確定に伴い、次の節 07 賃金はこれまでの実績及び今後の予定により 31 万 4,000 円の減額をそれぞれ見込んだことによるものです。

次に、項 02 事業費は総額 56 万 2,000 円の減額を見込むもので、節 09 旅費 2 万 5,000 円の減額は特別旅費の皆減を。節 11 需用費 22 万 3,000 円の増額は燃料費においては実績見込みより増額を。食糧費は災害時の非常食 100 食分の購入により増額を。光熱水費は暖房設備の変更により減額を。修繕費は脱衣場壁面及び照明施設等の老朽化した部分の修繕を見込むための総額をそれぞれ見込み、節 12 役務費 5 万 5,000 円の減額は通信運搬費においては実績見込みにより減額を。火災保険料は自動車を県の更新により増額を。次の 7 ページをお開きください。節 13 委託料 122 万 1,000 円の減額は説明欄にございます、健康診断は実績により減額を。体験指導料から森林保全交流会までは実績と今後の見込みによりそれぞれ減額または増額を見込み、ホームページ改修業務は内容を追加により増額を。活動の広場支障木の伐採は危険木の伐採により増額を見込み、節 14 使用料及び賃借料 33 万 2,000 円の減額はマイクロバスのリースがえを翌年度にしたことから減額を。複写機使用料は利用見込みにより増額を。節 18 備品購入費 84 万 8,000 円の増額は災害時の停電対応のための発動発電機の購入。食堂にございます冷凍ストッカーの買い換え。林業作業のための灯光器、安全ベルト、登山イベントための簡易テントなどの購入を見込むことによるものです。

次のページは給与明細となりますが、給与手当等につきましては 6 ページでご説明をさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

以上で議案第 33 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 34 号 平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明をさせていただきます。

5 ページをお開きください。歳入となります。款 01 使用料及び手数料、野営場使用料 70 万円の増額は実績見込みによるものです。

次の款 03 諸収入の雑入 10 万 4,000 円の増額は、売店収入等の実績見込みによるものです。

次に 6 ページをお願いいたします。歳出でございます。項 01 一般管理費は 24 万円の減額を見込むもので、節 03 職員手当等の超過勤務手当 24 万円を実績及び今後の見込みより減額するものです。

次に項 02 利用管理費は総額 104 万 4,000 円の増額を見込むもので、節 04 共済費 1 万 2,000 円の減額及び節 07 賃金で 2 万 7,000 円を減額はいずれも実績見込みによるもので、次の節 11 需用費 117 万円の増額は消耗品ではショベルローダーと重機 2 台分のチェーン及びタイヤ並びに凍結防止剤購入のため。光熱水費 60 万円の減額は実績見込みにより。修繕費 131 万 9,000 円の増額は、路盤沈下の舗装の修繕や電気設備の修繕、浄化設備のポンプ等の修繕等をそれぞれ見込んだことによるもので、次の節 12 役務費 15 万 7,000 円の増額は保険料の実績を見込むもの。次の節 13 委託料の 14 万円の減額はコンサートの実績により。次の節 14 使用料及び賃借料 10 万 4,000 円の減額は説明欄にございます複写機使用料の実績見込みにより減額を。次のページをお開きください。電話機リース料は、契約更新により増額をそれぞれ見込んだことによるものです。

なお給与明細につきましては、先ほどの議案第 33 号と同様、割愛をさせていただきます。

以上で議案第 34 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で議案第 33 号及び議案第 34 号の説明は終わりました。

次に議案第 35 号から第 37 号までについての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） それでは議案第 35 号から議案第 37 号までの説明をいたします。初めに議案第 35 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

5 ページお開き願います。歳入でございます。款 01 国民健康保険税、目 01 一般被保険者国民健康保険税は 697 万 3,000 円を減額し、1 億 491 万 7,000 円とするもので、被保険者数の減少や被保険者の所得状況等により、医療給付費現年課税分が 486 万 4,000 円の減。後期高齢者支援金現年課税分が 151 万 5,000 円の減。介護納付金現年課税分 72 万 2,000 円の減となりますが、医療給付費滞納繰越分は 2 万円の増。後期高齢者支援金滞納の繰越分は 2 万 2,000 円の増。介護納付金滞納繰越分は 8 万 6,000 円の増額をそれぞれ実績により見込むものです。

次の目 02 退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者数の減により 36 万 8,000 円を減額し、678 万 3,000 円とするもので、医療給付費現年課税 18 万 8,000 円の減。後期高齢者支援金分現年課税 6 万 5,000 円の減。介護納付金現年課税 11 万 5,000 円の減をそれぞれ実績により見込むものです。

次の款 02 国庫支出金、項 01 国庫負担金の療養給付費等負担金では、療養給付費の実績に基づく国負担分について、一般被保険者療養給付費負担金、後期高齢者支援金及び介護

納付金について、合わせて2,750万6,000円を減額し、1億1,308万4,000円とするもので、次の高額医療費共同事業負担金についても同様に国負担分について103万6,000円を減額し、1,108万9,000円とするものです。

6ページをごらんください。目03特定健康診査等負担金では、受診者数の増に基づく実績により11万7,000円を追加し特定健康診査等負担金の総額を129万3,000円とするものです。

款03療養給付費交付金、目01療養給付費国庫交付金では、退職被保険者の療養給付費について社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、退職被保険者の減少に基づく実績による社会保険診療報酬支払基金からの通知により1,290万2,000円を減額し、療養給付費交付金の総額を3,209万8,000円とするものです。

款05都支出金、目01国民健康保険、都補助金ですが療養給付費等の実績に基づき321万2,000円を減額し、次の目02財政調整交付金でも、療養給付費の実績に応じて定率で配分される普通調整交付金について、療養給付費の実績に基づき244万2,000円を減額するもので、同補助金の総額を4,680万6,000円とするものです。

款05都支出金では目01高額医療費共同事業負担金において、国庫負担金と同様に実績により103万6,000円を減額し、目02特定健康診査等負担金では、国庫負担金と同様に11万7,000円を追加し、都負担金の総額を1,238万2,000円とするものです。

款06共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金について、いずれも実績により合わせて3,988万4,000円を減額し、1億8,611万6,000円とするものです。

7ページお開き願います。款07財産収入では基金積立金の利子として3,000円を増額し、1万3,000円とするもの。

款08繰入金目01一般会計繰入金では、法定繰入金について保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保健所支援分では定率の町負担分について、算定基準の見直し等によりそれぞれ実績により増額し財政安定化支援事業繰入金については、療養給付費の実績により減額するもので、法定外繰入金であるその他一般会計繰入金では、国民健康保険税及び共同事業交付金等の見込額の減により、療養給付費の支払いに充てるため増額するもので、合わせて1,522万4,000円を増額し7,500万円とするものです。

目02国民健康保険基金繰入金では、これまで積み立ててきた国保基金からの繰入分として、3,499万円を追加し3,500万円とするもので、一般会計繰入金の増額と同様の理由によるものです。

款10諸収入では、徴収実績により一般被保険者延滞金について91万8,000円を追加し一般被保険者延滞金の総額を94万8,000円とするものです。

8ページをごらんください。歳出でございます。款01総務費、項01総務管理費、目02運営協議会費では運営協議会委員の旅費について不用額を減額するもの。

次の款 02 保険給付費、項 01 療養諸費、目 01 一般被保険者療養給付費給付費は、療養給付費の実績に基づき 1,500 万円を減額するものですが、歳入における交付金の減額を受けて、財源調整を行っております。

次の目 02 退職被保険者等療養給付費では、退職被保険者等療養給付費の実績により 1,400 万円を減額するもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額を受け、財源調整をしております。

次の目 03 一般被保険者療養費では実績により、現金給付分について 80 万円を減額するもので、保険給付費の療養諸費全体で 2,980 万円を減額し、療養諸費総額を 4 億 8,512 万円とするものです。

9 ページお開き願います。項 02 高額療養費目 01 一般被保険者高額療養費、目 02 退職被保険者高額療養費及び目 04 退職被保険者高額介護合算療養費については、いずれも実績に基づき高額療養費全体で 940 万円を減額するもので、高額療養費の総額を 8,100 万円とするものです。

項 05 葬祭費では、被保険者の死亡時に葬祭費として、1 件 5 万円を支給するものですが、実績に基づき 25 万円を減額し葬祭費の総額を 75 万円とするものです。

10 ページをごらんください。款 03 後期高齢者支援金等及び款 06 介護納付金では財源組替をするもので予算の増減はございません。

款 07 共同事業拠出金では、目 02 高額医療費共同事業医療費拠出金及び目 04 保険財政共同安定化事業拠出金では、いずれも療養給付費の減額に基づく国保連からの通知により減額するもので、共同事業拠出金全体で 462 万 4,000 円を減額し、共同事業拠出金の総額を 1 億 9,940 万 8,000 円とするものです。

款 08 保健事業費、項 01 特定健康診査事業費、目 01 特定健康診査事業費では 11 ページをお開き願います。委託料において、特定健康診査受診者数の増により 33 万 5,000 円を追加。特定保健指導対象者数の減により 20 万円の減額。データヘルス計画策定委託料の確定により 43 万 2,000 円を減額し差し引き 29 万 7,000 円を減額し、特定健康診査事業費の総額を 921 万 3,000 円とするものです。

項 02 保険事業費、目 01 保健衛生普及費では健康相談事業に使用する備品について、予算措置していましたが購入がなかったことから 20 万円を皆減し、保険事業費の総額を 24 万 5,000 円とするものです。

款 09 基金積立金は実績により 3,000 円を追加し 1 万 3,000 円とするものです。

款 10 公債費、目 01 利子は一時借入金の利子について窓開けをしていたものですが不要となるため改定減額するものです。

12 ページをごらんください。款 11 諸支出金、項 01 償還金及び還付金は国と及び診療報酬支払基金に対しての返還金について 28 万 5,000 円を追加し、償還金の総額を 1,092 万 6,000 円とするものです。

項 03 繰出金、目 01 病院事業会計繰出金は奥多摩病院の施設整備に対して、国保会計から病院事業会計へ繰り出すもので、窓開けとして見込んでおりましたものについて、整備の実績がないことから減額するものです。

款 12 予備費は、歳入歳出の調整のため、31 万 1,000 円を追加し予備費の総額は 85 万 8,000 円とするものです。

次に議案第 36 号 平成 27 年度奥多摩地後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料でございます。後期高齢者医療保険料は現年度分特別徴収保険料を実績見込みにより 252 万 9,000 円減額。現年度分普通徴収保険料では 16 万円を減額するものの、滞納繰越分普通徴収保険料では、徴収実績により 157 万 9,000 円を増額し差し引き 111 万円の減額となり、後期高齢者医療保険料を 6,434 万円と見込むのです。

款 02 繰入金的一般会計繰入金では 1,074 万 4,000 円を減額し、1 億 2,046 万円と見込むもので療養給付費繰入金では 949 万 9,000 円の減。保険基盤安定繰入金では 173 万円の減。広域連合への事務費繰入金では 15 万 8,000 円の減。保険料軽減措置繰入金 53 万 6,000 円の減は、いずれも実績を勘案した広域連合からの通知に基づき見込むもので、健康診査費繰入金 28 万 9,000 円の増。次の葬祭費繰入金 89 万円の増についてもそれぞれ実績により見込むものです。

6 ページをごらんください。款 04 諸収入、項 03 預金利子、目 01 預金利子では実績により 4,000 円を追加し 5,000 円を見込むもので、項 04 目 01 健康診査受託事業収入は、後期高齢者医療被保険者の健康診査受診者の実績により 30 万 5,000 円を追加し 304 万 5,000 円とするものです。

7 ページをお開きください。歳出でございます。款 02 広域連合納付金、目 01 広域連合分賦金は 1,213 万 9,000 円を減額し 1 億 7,752 万円とするもので、説明欄の事務費負担金から葬祭費支給事業負担金までの各負担金について、実績を勘案した広域連合からの通知に基づきそれぞれ増減するものです。

款 03 保健事業費、目 01 健康診査費 59 万 4,000 円の増は、委託料で後期高齢者医療被保険者に対する健康診査を実施にかかる委託料の増額です。

款 05 諸支出金、項 02 繰出金、目 01 一般会計繰出金は財源組替を行うもので。予算の増減はございません。

次に議案第 37 号 平成 27 年度奥多摩町介護保健特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。款 01 保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料で 7 万 4,000 円の減。現年度分普通徴収保険料で 391 万 4,000 円の増をそれぞれ実績に見込み差し引き 384 万円を増額するものです。

款 02 分担金及び負担金、目 01 認定審査会負担金 7,000 円の増は西多摩福祉事務所からの委託にかかる負担金を見込むものです。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金 172 万 9,000 円の減は、介護給付費の実績見込みにより減額するものです。

次の項 02 国庫補助金では、目 01 調整交付金においては、調整交付金算定の基準となる標準給付費が計画値を下回ったことにより 242 万円の減。目 04 介護保険事業費補助金においては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費について、補助金の額の確定により 112 万 2,000 円を減額し、合わせて 354 万 2,000 円を減額するもので国庫補助金の総額を 6,131 万 7,000 円とするものです。

次の款 04 支払基金交付金では、介護給付費交付金の実績見込みにより 932 万 1,000 円を減額するもので、次の款 05 都支出金の介護給付費都負担金につきましても、実績見込みにより 190 万 6,000 円を減額するものです。

6 ページをごらんください。款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金 313 万 7,000 円の減は国と都と同様に介護給付費の実績によるもの。目 04 低所得者保険料軽減繰入金 1 万 4,000 円の増は、軽減対象者の増によるもの。その他一般会計繰入金 56 万 5,000 円の増は、システム改修に係る国庫補助金の減額に伴い、その補填分を一般会計から繰り入れを行うため事務費繰入金を増額するもので、差し引き 255 万 8,000 円を減額するもので一般会計繰入金の総額を 1 億 2,581 万円とするものです。

項 02 基金繰入金、目 01 介護給付費準備基金繰入金は 9 月の補正予算において、基金からの取り崩しにより財源を見込みました。介護給付費の実績見込みにより取り崩しを行う必要がなくなったことから皆減するものです。

款 08 諸収入、項 01 預金利子では実績により 2,000 円を追加し、預金利子の総額は 3,000 円とするもの。

項 03 雑入、目 03 雑入では過年度に高額介護サービス費等を給付した利用者が所得構成を行ったことにより過払いとなったものを返還金として 44 万 7,000 円を追加するものです。

7 ページお開き願います。歳出でございます。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費では職員普通旅費を 5 万 5,000 円減額し総務管理費の総額を 1,120 万 2,000 円とするものです。

項 03 介護認定審査会費、目 01 介護認定審査会費は財源組替で予算の増減はございません。目 02 認定調査等費ではいずれも実績により役務費で、主治医意見書作成料 25 万円の減。委託料で介護認定調査委託料 24 万 2,000 円を減額するもので、介護認定審査会費全体で 49 万 2,000 円を減額し、総額を 303 万 6,000 円とするものです。

款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費では居宅・施設介護サービス等給付費について、居宅・施設介護サービス等給付費も実績により減額。福祉用具購入費及び介護サービス計画給付費についても実績により追加し、居宅・施設介護サービス等給付費全体で

1,070万円を減額し、居宅・施設介護サービス等給付費の総額を6億6,143万円とするものです。

8ページをごらんください。項02介護予防サービス等諸費、目01介護予防サービス等諸費では、いずれも実績により介護予防サービス給付費から介護予防住宅改修費まで合わせて60万円を追加し、介護予防サービス等給付費の総額を1,884万円とするものです。

項04高額介護サービス等費、目01高額介護サービス等費400万円の減額。

次の項05町特別給付費、目01町特別給付費10万円の増額。

9ページをお開きいただき、項06特定入所に入所者介護サービス等費100万円の減額につきましてはいずれも実績に基づくものでございます。

款07予備費では、歳入歳出予算の調整のため44万7,000円を追加し予備費の総額を146万2,000円とするものです。

以上で議案第35号から議案第37号までの説明を終了いたします。

○議長(須崎 眞君) 以上で議案第35号から議案第37号までの説明は終わりました。次に議案第38号についての説明を求めます。地域整備課長。

○地域整備課長(須崎 政博君) 議案第38号 平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入になります。款01分担金及び負担金、項01負担金、目01共用施設維持管理費負担金34万円の増額は、本年度の維持管理費を見込み算定した結果、共用施設維持管理費丹波山負担金を増額するものでございます。

次に款02使用料及び手数料、項01使用料、目01下水道使用料528万7,000円の増額は本年度の下水道使用料の収入を見込み算定した結果、各処理区の下水道使用料を増額するものでございます。

次に款02使用料及び手数料、項02手数料、目01下水道手数料3万4,000円の増額は既に本年度申請のあった下水道工事店指定申請等手数料の実績に伴う増額によるものでございます。

次に款03国庫支出金、項01国庫補助金、目01公共下水道事業費補助金8,509万円減額が奥多摩処理区の管渠建設工事事業費等を精査した結果、奥多摩処理区下水道事業補助金の減額によるものでございます。

次に款04都支出金、項01都補助金、目01公共下水道事業費補助金234万5,000円の減額は奥多摩処理区の管渠建設工事事業費等を精査した結果、奥多摩処理区下水道事業補助金の減額によるものでございます。

次に、6ページから7ページにかけて。お願いいたします。款05繰入金、項01一般会計繰入金、目01一般会計繰入金の909万7,000円の減額につきましては、小河内処理区と奥多摩処理区下水道事業の繰入金の減額及び浄化槽市町村整備推進事業繰入金の減額によるものでございます。

次に款 07 諸収入、項 01 預金利子、目 01 預金利子 6,000 円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。

次に款 07 諸収入、項 02 雑入、目 01 消費税償還金利子償還金 687 万 5,000 円の増額は、下水道工事施工等による消費税の還付金の額の確定に伴う増額によるものでございます。

次に款 08 町債、項 01 町債、目 01 下水道債 3,020 万円の減額は奥多摩処理区の管渠建設事業費等を精査した結果、下水道整備事業分下水道債の減額によるものでございます。

次に 8 ページをお願いいたします。歳出になります。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費 51 万 8,000 円の減額は旅費負担金・補助及び交付金償還金利子及び割引料の減額によるものでございます。

次に、8 ページから 9 ページにかけてをお願いいたします。款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 維持管理費小河内処理区 104 万円の減額は小河内処理区の 11 需用費から 9 ページの 18 の備品購入費までのそれぞれの額の見込みにより減額にするものでございます。

次に款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 02 維持管理費（奥多摩処理区）31 万 8,000 円の増額は奥多摩処理区の 12 役務費 13 委託料では、額の確定により減額とし、11 需用費及び 19 負担金・補助及び交付金は、それぞれ額の見込みにより増額するものでございます。

次に 9 ページから 10 ページにかけてをお願いいたします。款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費の 1 億 1,368 万 8,000 円の減額につきましては、01 下水道事業費小河内処理区 99 万 5,000 円の減額は、小河内処理区の旅費等の人件費、主に 15 工事請負費の下水道管取出工事が不要でないことから不用額とするものでございます。

次に 02 下水道事業費奥多摩処理区 1 億 1,269 万 3,000 円の減額は奥多摩処理区の旅費の増額、13 委託料及び 19 負担金の額の確定により減額とするもので主に 15 工事請負費で奥多摩処理区の管渠建設事業は、今年度が最終年度となるため、現場における支障物等の予見できないものを考慮して、本体工事及び附帯工事に予算計上しましたが、現場精査した結果、不用額とするものでございます。

次に 10 ページから 11 ページにかけてをお願いいたします。款 02 事業費、項 02 浄化槽市町村整備推進事業費、目 01 浄化槽市町村整備推進事業費 40 万 8,000 円の減額は、01 浄化槽市町村整備推進事業費で施設の区分の 07 賃金から 11 ページの 19 負担金・補助及び交付金のそれぞれの増減額によるもので、主に 11 ページの 12 役務費の浄化槽清掃料の増額と 15 工事請負費、19 負担金・補助及び交付金を減額とするものでございます。

次に款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 33 万 6,000 円の増額は予備費の増額によるものでございます。

次に 12 ページにつきましては、町債に関する調書ですが右端の欄の当該年度末における現在高見込額は 47 億 6,369 万 5,000 円を見込んでおります。

以上で、議案第 38 号の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で議案第 38 号の説明は終わりました。次に、第 39 号につ

いて説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（河村 光春君） それでは議案第 39 号 平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、収益的収支全体では収入支出それぞれ 1,000 万円を増額するものでございます。資本的収支予算の補正はございません。

1 ページをお開き願います。収益的収入の実施計画でございます。病院事業収益を 1,000 万円増額するもので、これは医業外収益のうち 3、他会計補助金の一般会計補助金の 1,000 万円増額し、9,500 万円とするものでございます。

2 ページをごらんください。次に支出でございますが、病院事業費用を病院事業収益と同じく、1,000 万円増額するものでございます。まず医業費用のうち給与費を 968 万円増額するものです。内訳は給料が 60 万円の減、手当が 1,028 万円の増でございます。これは一般会計で総務課長からの説明がありましたとおり、本年 3 月末で定年退職及び勸奨退職する職員の退職手当の普通退職の場合との差額分を増額するもので、この分に一般会計からの補助金 1,000 万円を増額した分を充当いたします。

次に材料費 60 万円の増については、薬品費診療材料費を実績によりそれぞれ 30 万円の増額補正するものでございます。

経費の 20 万円の減につきましては、消耗品、燃料費、修繕費、保険料をそれぞれ実績により増減を見込むものでございます。最後に予備費 8 万円の減は予算調整によるものでございます。

3 ページをごらんください。給与費の明細書でございますが、先ほど説明したとおり給料が 60 万円の減、手当が 1,028 万円の増ということでございます。下段の手当の内訳につきましては手当の増分では退職者 2 名の退職手当負担金分として 1,028 万円に増額したということでその他の手当の補正はございません。

次の 4 ページから 7 ページにつきましては予定貸借対照表でございますが、説明の方は省略させていただきます。

以上で、議案第 39 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議案第 39 号の説明は終わりました。

お諮りします会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって午後 2 時 15 分から再開いたします。

午後 1 時 57 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。これより質疑を行います。

議案第 32 号について、歳入歳出それぞれを一括して質疑を行い、議案第 33 号から議案第 39 号までについては、歳入歳出を含め一括して行います。

初めに、議案第 32 号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。はい。5 番石田芳英議員。

○5 番（石田 芳英君） 5 番石田でございます。7 ページのところの使用料に手数料の一番上のところでございますけども、大丹波養魚場減ということで、26 万 5,000 円減になっておりますけども、ここの概要といいますか、撤退の理由を含めて概要につきましてちょっと具体的に、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 5 番石田芳英議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。大丹波養魚池についてですが、こちらにつきましましては当初、奥多摩漁協の第 6 区で使用をしておりました。当時の使用の方法としましては、秋に養魚、小さい魚を入れ、養殖を行い春の解禁、そしてその後にございます特別放流、これを自前の魚で賄うというような形で運営をしておりました。これが第 6 区のほうが養魚事業をやめるということで、その後使用者を探しておまして、八王子市の養殖業者さんがその後借りましたが、ここの場所につきましましては以前に IHN という伝染性造血器壊死病という病気が出まして、魚が大量に死んだというようなこともあって、なかなか養殖に厳しい状況というようなことで何年か借りていただいたんですけれども、実際の養殖は行わないというような状況で、現在の状況それからもう 1 つあるのは、秋から翌春までという使い方をしていた関係から通年でサケ科の魚、これを飼っていくにはちょっと夏場の水温の問題というのもあって、そんな関係で今回正式に撤退をするということで全額減額という形にさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに。8 番、原島幸次議員。

○8 番（原島 幸次君） はい。8 番、原島でございます。1 点だけお聞きしたいと思ひまして、7 ページの款 04、節 01 で住宅使用料の 365 万 9,000 円の町営住宅の使用料は減になっておりますがこれ現状をどうなのか、あるいは場所がもしどの辺の場所で幾つぐらいあっていたのか。非常に収入的にも大きなものですから今後もしあいている場合は、今後どのような対応をとられるのかお聞かせいただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○地域整備課長（須崎 政博君） 8 番、原島幸次議員の質問にお答えします。町営住宅につきましましては、27 年度につきましましては退去者が多いことから、減額となったわけなんですけども、結局入居者、利用者につきましましては町外の転出、町内の新築とか、川井分譲住宅及び田舎暮らしの転居された方が多いためでございます。また特に目立って多かったのが、公営日向住宅の退去者が多いということでご理解いただければと思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。10番師岡君。

○10番（師岡 伸公君） はい、10番師岡です。2点お願いいたします。1つ目は、27年度の事業もほぼゴールが見え始めまして、今までの事業推進に本当に敬意を表したいというふうに思っておりますが、私たちも家計で給料日とか年金が入る日だとか、そういうのを基準にして、何か計画を立てたり、支払いをしたいというふうなことなんですけれども、町の場合には、どうしても国や都の入りが多いということで、お金の入る時期ですね、これが定期的なのかそれとも事業の進捗や支払いの実態に合わせて入ってくるものなのか、ちょっとその辺を知りたいということでございます。

それから、もう一点なんですけど、2つ目なんですけど7ページの商工使用料。氷川の駐車場と小丹波の駐車場が増えておりますけれども、氷川の駐車場はもちろんキャンプ場が中心の駐車料の増だとは思いますが、昨年の夏なんかは、大型バスも結構来てまして、そういうふうな形での収入も増えているのかな、なんて勝手に考えてますけれども、クラブツーリズムの社員が町のいろんなところをちょこちょこ歩いていて、その、やはりその遊びに寄れるポイントを調べてるみたいなんです。特にあそこはバスなんかも多く持っているんで、そういう例えば受け入れで、今後せつかく来てもとめるところがないというのが実態だと思うんですけど、その辺の対応によって、こういうところも少しでも増えていくんじゃないかななんて思うんですけど、そのあたりどういうふうにお考えか。

それともう一点は、これは答弁は必要ありませんけども、こういった細かな使用料が積み重なっていくことがに少しでも収入増につながると思うんで、いろんなセクションで、どうやったら氷川のこの例を見るように増えていくのか、最低限キープしていくのかというふうな工夫とかその辺をご尽力いただければ、新年度以降ありがたいと思います。これは答弁はおりません。

以上2点よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 10番、師岡伸公議員のご質問にお答えをさせていただきます。1点目でございますけれども、入金時期でございますがものによって変わってくるということで、補助金なんかですと、実績報告を出して、額の確定がした後に最後に入ってくるという形が非常に多ございます。また地方交付税などですと年に数回に分けて、入ってくるというものもございます。それに対して、歳出のほうはもう支払いの期限が来るものがたくさんございますので、資金繰りがショートとするということでございますので、その場合は一時借入金というのをさせていただいて対応しているということでございまして、最終的には、入金が5月30日まで、出納閉鎖の時期がございまして、それまでにはですね。国都の資金も入ってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 10 番師岡伸公議員の 2 点目のご質問にお答えをさせていただきます。まず初めに、駐車場の実績についてですけれども。氷川駐車場につきましては、これは冬場が無料時期ということで、3 月に入りましたらまた有料のシーズンに入りましたんで、それまでの課の実績で言いますと、7,020 台ということで、昨年と比べて 298 台多い状況というふうになっております。また小丹波につきましても同様に、248 台多い 774 台ということで、バス含めた車利用の方も電車利用と合わせまして、全体的に今増えてきているというふうと考えております。そういった中でバスの利用についてですが、氷川につきましてはマイクロバスが 50 台、大型バスにつきましては 159 台ということで、大型バスの比率が非常に高い状況になっております。

小丹波の方が、地形等からいままでも大型バスが入れるところではありませんので、マイクロバスが 21 台という状況です。そしてご質問のそういった、旅行者と今後連携についてどのようなお考えをしていくのかということだと思います。こちらにつきましては、町の事業等と連携が取れるまた町にとって、非常にメリットがあるものであれば今後検討していくことは、十分にしていきたいと思っております。それから予約等が受けられるようになっておりますので、あらかじめそういった方については、連絡等していただくなり、駐車場の確保していただくのはいいかと思うんですが、今後、そういう旅行者にも町の財団あるいは観光協会等を通じて、こういった事業をやっているというようなことも PR をしていきながら、連携の模索といいますかそういったことも少しずつを始めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。2 番、澤本幹男議員。

○2 番（澤本 幹男君） 2 番、澤本です。基本的なことで、すみませんけどお聞きします。64 ページの水と緑のふれあい館の運営管理事業で……

○議長（須崎 眞君） すみません。歳出のほうでお願いします。

○2 番（澤本 幹男君） すみません。後で。

○議長（須崎 眞君） ほかに。4 番、小峰陽一議員。

○4 番（小峰 陽一君） 11 ページの電源立地地域対策交付金とその下の多摩魅力発信事業、地域住民生活緊急支援、この 3 点がどんな政策なのかお聞きしたいのと、それから、聞き忘れたのもしれませんが、12 ページ一番下の新しい学校づくり重点支援事業の減額。それから 13 ページの教育費委託金で、水と緑のふれあい管理運営が減ってますので、こちら辺の内容をちょっとわかりましたらもう一度ご説明。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 4 番、小峰陽一議員のご質問にお答えをさせていただきます。まずはの 11 ページの一番上でございます。電源立地地域対策交付金でございますけれども、これは発電施設が所在をしております市町村およびその周辺の市町村で行われる公共施設の整備あるいは住民福祉の向上に資する事業に対して交付金がいただけるとい

うものがございまして、発電用の施設の設置にかかわる地元の理解を促進するための資金という地元対策費的な意味合いを持っているものでございます。交付の基準でございますが、水力発電施設がございすけれども、出力1,000キロワット以上のものが対象となっております。当初ではや多摩川第一発電所または海沢の発電所、白丸ダムにございすミニ発電所あるいは御岳の多摩川第三発電所というのが交付の対象で、多摩川沿いの道路整備等に落石防護柵等の事業に当てさせていただいておりますけれども、1キロワット当たりですね7.5銭を乗じてお金が配られるという仕組みの交付金でございます。

2点目の多摩の魅力発信事業補助金でございますけれども、これは東京都の単独の補助事業でございます。多摩地域の魅力を発信をするということで、多摩地域の市町村はみずから行政の区域の外を対外的に、市町村の魅力を発信する取り組みに補助金を支出をするということで補助率が2分の1、事業費が最大で300万と、すなわち補助限度額は150万ということでございまして、今回、PR番組をつくるという内容でございます。

次に3点目の地方創生先行型事業費でございますが、ここにもございましたように地域住民生活と緊急支援交付金ということで、これは平成26年の11月にできました。まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、国では26年12月27日に閣議決定されました。地方総合戦略でございますけれども、これを地方も押しなべてつくりなさいよということで、努力義務が課せられてございまして、それに基づいて26年度の国の補正予算で、担保をされた、資金でございます。時期的にはですね27年の2月に、臨時に補正が通った関係で、年度内の執行ができないということで平成27年に繰り越しをして、現在、事業を進めているものでございまして、この内訳では地方創生先行型事業費として、3,000万円を事業費として現在仕事をしております。これについては、また歳出でも出てきますけれども、さまざまな地域活性化のための事業に充当させていただいてるということで、計画自体は、改めてまた23日に、全員協議会のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 4番、小峰陽一議員の2点目のご質問になります。教育費と補助金であります。新しい学校づくり重点支援事業、補助金の減額の関係でございます。この補助金は、小規模校の教育上の課題を改善するために、区市町村が公立の小中学校を適正規模化する学校統合に関する取り組みについて、東京都が支援をするというもので、新たに設置をされた年、奥多摩中学ができた年から3年間を支援期間として行われるものです。支援内容につきましては、新しい学校づくりに必要な備品および設備の整備費や既存施設の小規模な維持補修費の2分の1を補助するというものになっております。またこれ以外にも教員の加配について、統合から3年間にわたり1名を。統合初年度についてはさらに1名の教員を配置していただいているものです。この教員加配については、東京都の全額負担ということで、実際に既に配置をしていただいております。今回、この平成27

年度の当初予算において、今回大きな額を減額してるわけですが当初予算の中で、補助金の限度額となります1,940万円を計上しておりましたが、この予算の査定を行っていく中で、中学校建設事業費の工事請負費等にも充当していたところだったんですが、そういった工事請負費が補助金の対象とならないということが判明をいたしました。ただ、一般会計の当初予算の編成上、一応歳入についてはそのままの計上をさせていただいて、ほかに対象となる事業を探りながら、補正予算で減額をしようという予定で、スタートをしたものです。結果的には中学校のタブレット導入費用にかかる経費のみが対象となったという関係で、この3月補正で減額をさせていただいたものでございます。

次に3点目のご質問になりますが、教育費委託金の中の水と緑のふれあい館の東京都からの委託料などの関係になります。この水と緑のふれあい館につきましては、奥多摩の歴史文化、水源地の自然を守り水の大切さを知っていただくために、平成10年11月に東京都と奥多摩町の共同事業ということで、建設をした施設でございます。東京都が管理する部屋、奥多摩町が管理する部屋というような割合でおおむね60%、40%という東京都と奥多摩の管理割合がございます。こういったものに基づきまして、施設の管理運営を行っていく経費について、基本的には東京都が6割、奥多摩町が4割を負担するという施設になっております。当然、1階にあります奥多摩町の資料室ですとか売店レストランという部分については、町の100%の管理施設になりますので、そういったところはそれぞれ水道局が100%管理をしている3Dシアターの部屋ですとかありますので、そういう按分のもと、東京都と奥多摩町の協定によって、負担割合を出して東京都の負担分がこちらの委託金として入ってくるというものでございます。今回、算出の方法で事業費が596万円ほど減額になってるということで、この歳出に見合った形で、東京都の委託金も減額になったというものでございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で議案第32号の歳入の質疑を終結します。次に議案第32号の歳出の質疑を行います。質疑ありますか。

7番、高橋邦男議員

○7番（高橋 邦男君） 7番、高橋です。18ページです、総務費の庁舎管理費なんですが光熱水費、庁舎管理費150万の減ということで、ほかの町の施設でも大分光熱水費が、抑えられているというか、この原因、理由ですね、節電と節水が進んだのかどうか。総合運動場の場合にはね、芝生の水やりの部分、それから旧古里中については使用してない日数が多いということでもわかるんですが、それ以外のところも随分、減ってるんで何か対策を練ったのか、それともほかの理由があるのかわかる範囲で結構です。お願いします。

○議長（須崎 眞君） はい、総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 7番、高橋邦男議員のご質問にお答えいたします。光熱水費、電気料、水道料、下水道等ですけれども、当然以前から節水、節電ということで勤務時間以外は電気を消したり、そういうことで取り組んでおりました。今回の主な理由といたしましては、この一般会計の中の他の項目の中でもございますけれども、電気料が安くなっているということで、これらの東京電力の電気料が値段が下がったということをごを主な要因でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。8番、原島幸次委員。

○8番（原島 幸次君） 8番、原島でございます。24ページの款01社会福祉総務費の関係で説明のところで、国民健康保険事業費1,532万4,000円になっております。これは国保のほうの関係の一般被保険者給付の交付金が減ったもんでその分をこちらのほうから補助してるのかなという考えよろしいのでしょうか。ちょっと聞きます。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 8番、原島委員のご質問にお答えいたします。実際に次の25ページの中ほどの国民健康保険事業費でございますが、実際に国の負担が減った分については、一般会計からの繰出金を1,000万円繰り出す形をとっております。この国保会計につきましては、国の負担、都の負担、町の負担という形で公費5割、保険料5割という形になっておりますけれども、今回、国民健康保険特別会計でもご説明いたしましたとおり保険税については、大幅に減になっております。そういったことから療養費についても減になっておりますけれども、それ以上に公費あるいは保険税の負担の部分が減ってきているということで、今回繰出金として町の一般会計から1,000万円。さらに特別会計のほうでもご説明いたしましたけれども、基金のほうから3,500万円を繰り出すような予算の措置をしておるところでございます。

以上です。

○議長（須崎 眞君） はい、6番、宮野亨議員。

○6番（宮野 亨君） はい。6番、宮野でございます。61ページの教育費真ん中ですね、右下、文化会館管理費の中で、ちょっと関係ないかもしれないですけど、昨年、文化会館で映画を見る機会がありまして、それでそのプロジェクターが途中で、いいところで2回とまってしまったということで、何とかプロジェクターのほうを故障のないようにしていただけないか、もしできましたらお願いしたいと思ひまして、発言させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 6番、宮野亨議員のご質問にお答えいたします。ただいま宮野議員が言われた映画は、町とPTA連絡協議会で毎年行っております、生涯学習講演会のときの今年は、ふるさと帰りという映画上演を行ったというものかと思ひます。映画

の時間が2時間きっちりあるという非常に長い映画であったこと、それからPTAの方によって、事前の確認を含めて、実際の上映を始める前に1時間ほど連続で見られていたというようなことで、3時間ほど連続で見たためにちょっと熱を持ってしまい、映画の特に後半の盛り上がっているところで、2回ほど私も見てたんですが、画面のほうがとまってしまったということでした。

文化会館は、平成7年8月に建設をされた施設ということで、今年でもう21年目を迎えるということで、このプロジェクターについても建設当時、最初からもうつけてあったものということで、確かにもう年数もかなりきてるということがございます。こんなところからプロジェクターのほう冷却装置等の修繕ぐらいの形で済むのかその辺も調査をいたしまして、28年度以降、改善に努めていきたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○6番（宮野 亨君） ありがとうございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。1番、大澤由香里議員。

○1番（大澤由香里君） 1番大澤です。70ページの継続費についてのところなんですけど、鳩の巣荘建設事業で特定財源のその他っていうところなんですけども、その他って今どういう財源なんですか。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 1番、大澤由香里議員のご質問にお答えをします。この4億4,000万円その他でございますけれども、これは町の基金でございます、内容的には観光施設等整備基金、これが3億4,000万円。また、公共施設整備基金が1億円ということで都合4億4,000万という内容でございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありますか。はい、2番、澤本幹男議員。

○2番（澤本 幹男君） はい、2番、澤本です。先ほどは失礼しました。先ほどの中で、緑と水のふれあい館の関係はわかりましたけれども、64ページの例えば524万2,060円これもそういう6、4の関係で、分けていろんなこと支払いしてる所で解釈してよろしいですか。

○議長（須崎 眞君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） はい、そういう形になります。人件費も含めまして職員2名いるんですが、6、4になっております。歳出の減に比べて、じゃあ6割の減以上に減っているというところなんですけど、この辺が先ほどいいました、町が100%管理している部分、都が100%管理してる部分というところと、あとは当初予算からの流れの中で協定により整理をしたということになります。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありますか。はい、10番、師岡伸公議員。

○10番（師岡 伸公君） はい、10番師岡です。予算書でいますと54から55ページの住

宅建設事業ですが、今回若者住宅建設という観点からちょっと、質問要望をまとめさせていただきました、ちょっと議長、少し長くなりますがご容赦いただきたいと思います。今、その若者建設住宅が全員に貸しまして、小丹波ではこの数日引っ越しをしているご家庭も見受けられます。自治会でも4月から住居者に対して受け入れとして、隣組の区分けですか、そういうふうなことをいろいろ考えていただいているようです。それから住宅の上の2件のうちには生活度というか入り口も変更していただいたり、そんなことで非常に協力していただいて、入居を歓迎しているということが伺えます。

私も地元のできる住宅なもんですから、近隣の方や利用者皆さんから、いろんな質問や要望も受けておりますので、今回、先日、例月監査の日にもその住宅を見せていただきましたので、本当に若い時期にああいうところに暮らせるというのは我々の時代から見たら本当にうらやましい話でありますけれども、いろんな声を聞いてきましたので、そこをちょっとこれから報告をさせていただきますご了承ください。

やはり、海沢と違って少し傾斜地でありますので、建物の間の階段がちょっと急かなというふうなことが、近隣の方からちょっとお話を伺いました。ここは利用者だけじゃなくて、近所にやはり小学生も結構いまして、活発に動いているところなんで、このあたりもちょっと、少しこれから見ていかなくちゃいけないのかなと。それから最上段の2棟が階段だけで、なかなかでベビーカーがちょっと上がりづらいというのも見受けられました。スロープがないなど。それから、細かいことですが、まあ浴室の壁が一枚のドアなので、乳児なんかを当然お父さん、お母さんがどっちかが入ってどっちかが受けるというふうなところだと思うんですが、そのあたりをちょっとやりづらくなってというのが、利用者の方から聞きました。それから、周辺の道路標識、あそこはちょっと三角というか、鋭角の道が重なりあっているところなんで、今までも結構、今までも住んでいる方が飛ばして上から下りてきたり、下から上がってきたりしているので、私もいつもあそこを使ってるんでちょっとそここのところが危ないのかなということで、主幹のほうにも標識ですとか、そういうのを依頼を今しているところなんです、その辺も迅速に今対応してくださっているんで、それはそれで本当にありがたいなというふうに思ってます。

で、こういうような事業っていうのは、やはりに町の単独の費用ではなかなかできない、今まで積み上げてきた、今も基金の話出てきましたけれどもいろんな形で積み上げたものがこういう結果になっているということで、東京都との関係その他でいろんな条例の問題もありまして、全てが、その思うようにいかないというのは、理解をするところでありませけれども、せっかくよい施設をつくっていただいたんで、その階段ですとかそれから防護壁も今回つくっていただきましたけれども、そのあたりの安全対策というものも少しあったらいいのかなというふうに思います。それから、できれば新年度の補正予算等で、もしご検討いただける内容があれば、また、検討していただけるというふうに思います。

細かいことを申し上げましたけども、子育て支援策が町の最重要課題の1つであります

ので、それから、他の近隣市町村に先駆けているような先駆事業として、やっぱりよいことは、他の市町村のまねをしていきます。檜原村でもここで住宅政策を展開してきましたんで、なおさら、今後は、その中身が問われることになってくるのではないかというふうに思います。ぜひ利用者が、住民がよかったと言える政策にこれからつながっていければというふうに思います。

最終的には、その方たちが町に家をつくってもらおうということが、もちろん最終目標ですから、その過程としての位置づけは変わらないと思いますけれども、いずれにしても今後、小丹波の4棟それからここにも書いています棚沢の住宅、それから居住ゾーンへの新しい展開を控えて、企画財政課でも地域整備課でも設計段階から、いろんな形でそういうものも海沢と小丹波の例を参考にさせていただいて、やっていただければありがたいかなというように思います。子育て支援日本一にふさわしい事業の展開をこれから望みたいと思いますが、項目は土木ですけれども主幹から今後のことですか、それから意気込みをぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（天野 成浩君） はい、10番師岡伸公議員の質問にお答えいたします。小丹波住宅につきましては、建築基準法また東京都建築安全条例等法に基づき、多摩建築指導事務所の指導をいただきまして、施工をまいりました。

今回若者住宅ということで、若者また子育てという観点で外観の色合いですとか、内装の中の使い勝手、これらを重視して整備を図ってまいりました。特に建物につきましては、外観の色合いですとか、その部分では白を基調に、オレンジですとか茶または黒ということで玄関部分を統一してまいりました。また、若者のイメージということで、モダンな色という形の外観仕上げをしてまいりました。内装につきましては、南側に向いているということでベランダが長いという特徴がございますので、採光面を1階2階とも多くとってございます。また、使い勝手という面ではオール電化ウォッシュレットトイレ、LED照明、また結露対策といたしまして、全ガラスをペアガラスで統一を図っております。

環境面で生活空間上に使いやすいという住宅排水整備ができたと思っております。ただし、地計上を傾斜地に整備されているということで、一部階段によるベビーカーの取り扱い等に支障を来す点もございますけれども、いずれにいたしましても、子育て世代の皆様が快適に生活ができるように、傾斜地の部分の平地を有効に活用いたしまして、法に基づき、安全で安心して子育てができますように、若者住宅の整備を今後も進めてまいります。また、小丹波住宅の部分、今後4戸ございますけれどもまた、棚沢住宅につきましても建設予定でございますけれども、地形また周辺環境、建設コストなども精査しながら整備を進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑ありますか。はい。5番、石田芳英議員。

○5番（石田 芳英君） 5番、石田でございます。ページで言います、43ページの衛生費

の清掃の中のごみ処理事業の中にあります、資源収集運搬用トラックリース料で576万円の追加ということで、4月1日からのごみ収集の変更に伴う増加というお話でしたけれども、従来土曜日に、若林商店さんが収集して、平日は町のほうで収集されるような業務だと思っておりますけれども、それが一元化されるということで、今日はちょっとごみの資料が届いて、まだよくは見てないんですけども、ここについては、例えばの若林商店さんのほうは一応自治会のほうの収入というか、収入になっておりましたけれども、今後のその新しいやり方で自治会さんへの収入の影響といたしますか、どういう形なるか簡単でいいですので、それも含めまして教えていただければと思います。

○議長（須崎 眞君） はい、住民課長。

○住民課長（宮田 昭治君） はい、5番、石田芳英議員の質問にお答えしたいと思います。このごみの資源回収については、一般質問をお受けしておりますので、大変申しわけないんですけども一般質問のところでご説明したいと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（須崎 眞君） ほかに。7番、高橋邦男議員。

○7番（高橋 邦男君） はい、7番高橋です。ページで言いますと、38ページなんですが、衛生費の予防費ですね。健康推進活動事業費の補助金減44万円ということで、これは各自治会によります保健推進員の方の事業に対する、補助金ということで、多分年度当初90万の予算が組んであって、そのうちの44万減ということはやはり活動がちょっと今年は、低迷だったというか少なかったのかなと思うんですね。自分は前々からこの予防というんですか、心身ともに健康というそれには、やっぱり結構、町も力を入れてるし、今後やってほしいという事業の1つなんですけど、これにこの保健推進活動に対して、課長の方で今年まだ年度は終わってませんが、振り返ってその辺の活動状況、それから、来年度に向けて、どのような考えをお持ちかどうかそれを教えてください。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 7番、高橋邦男議員のご質問にお答えいたします。今、高橋議員からお話があったように、負担金補助及び交付金で予算措置としておりました保健推進活動事業補助金につきましては、各自治会から推薦していただいております47名の保健推進様の活動と日ごろの活動として、1回の活動について、おおむね3万円前後の事業実施をしていただいで、それによって地域の皆様と、健康づくりの意識改革、意識の高揚を図っていただくというものでございます。具体的に申し上げますと、ここ直近の事業としては、海沢のふれあい農園でのみそづくり体験とあとランチを楽しむというような事業が、何地区かの、保健施設の中、実施をされたところでございます。

で、ここで予算を減額するということは、実際の想定していた事業が、進んでいないということで、それは確かなところなんですけれども、理由といたしましては、今、町内の自治会が置かれている現状ですね。例えば小河内地区の自治会での人口減少、高齢化とい

うところもありまして、そういうところで、なかなか保健推進員さんの活動自体が難しいというところもあります。そういうところと、保健推進員さんの任期が2年でございまして、自治会によっては2年で新しい人に交代すると、私どもは自治委員会議で、この推薦をお願いする際には、ぜひ民生・児童委員さんも同じなんですけれども、再任をお願いしたいということで、お願いしてるんですけれども、なかなかその自治会の状況によっては1期2年で交代するというようなところもあります。2年ですとなかなか事業になれたところで、交代をしてしまうというようなところで、なかなかそれ以降の新しい人がなれるまで事業が進んでいかないというようなところで、隔年でその予算の執行状況に差が出るようなところも理由としてあるのではないかと考えております。今後としては、保健推進員さんの全体会というのが、年に3回に予定されておりますので、その場でPRも含めてですね、事業枠の予算を執行していただいて、住民皆様に還元をしていただくようなということで、PRしていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに。8番、原島幸次議員。

○8番（原島 幸次君） はい、8番、原島でございます。ページ数は38ページの真ん中辺にあります、委託料の定期予防接種委託料の減で、562万9,000円と、先ほどちょっと私聞き漏らしたんですけど、国の指示によりこれが中止なったというようなことを聞きましたけど、いろいろ予防接種があるわけです。肺炎ですとか、あるいは子供さんの3種混合だとか、町も今かなりあちこちでPRして、予防接種を受けるように言っておりますが、今後とも、予防接種を受けて、よく町長が言いますに、生涯を健康で楽しく豊かに支え合える町をつくるんだと、今からでもできるだけ長く健康でいてもらうためにも、予防接種を積極的な推進をしていただければ、今後ともありがたいなと思っておりますがその辺のちょっと細かいことを、これが何で減になったのかをお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（清水 信行君） 8番、原島幸次議員の質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、定期予防接種事業で565万7,000円の大幅な減ということでございますが、主な要因の1つとして、子宮頸がんワクチンというものが、平成25年でしたか、そこからの法定接種になったんですけれども、そのご承知かと思うんですけれども、定期予防接種を受けた、女子児童、児童といいますか生徒ですかね、町の場合中学生なんですけれども、その全国的に副反応ということで、体が麻痺してしまうというような副反応が頻発したということから、国ではこの定期予防接種をから外すわけではないんだけれども、市町村に対して積極的に予防接種を勧奨しないでくださいということで通達がございました。

そのため、予算措置はするんですけども、町のほうでは、ご案内をしていません現在のところ、そういう関係で予算が余るということ、それから、こちら先ほど申し上げましたけれども、予防接種の費用としては、やはり大目に計上してございます。その関係で、対

象の児童数、乳児、幼児、児童の対象者数の差によりまして、減になるということがございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。11番、酒井正利議員。

○11番（酒井 正利君） 11番、酒井です。19ページの1番上に多摩島しょのPR番組政策負担金の増ってありますけれども、詳しい内容の説明をお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若菜 伸一君） 11番、酒井正利議員のご質問にお答えをさせていただきます。この事業の広報費ということではございますが、多摩の13市町村が、共同して多摩の魅力やあるいは島の魅力というのを、それぞれの自治体ごとに、外に向かってPRする番組を共同でつくろうということで今年の6月ごろ、毎週土日にかけて、東京MXテレビで放送したものでございまして、私どもわさび関係を含めて、移住者の方に出でいただいたりして、奥多摩いいところだよっていうのをよそに発言をしたところでございます。この事業は、東京都の補助金を150万充てておりますけれども、それと先ほどの歳入のところでも出ておりました地方創生先行型の上乗せ交付金というの230万ほどいただいております。町の持ち出しは非常に少ない中で、事業が実施できたということで、町村会が音頭をとってやっていただいておりますけれども、13町村の首長さんがたの合意に基づいて事業を行われたということでございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で、議案第32号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第32号について討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。

日程第2 議案第32号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって議案第32号については原案のとおり可決されました。

次に議案第33号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で議案第33号の質疑を終結します。

次に議案第33号について、討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。日程第3 議案第33号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第33号については原案のとおり可決されました。

次に議案第34号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第34号の質疑を終結します。

次に議案第34号について討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。日程第4 議案第34号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって議案第34号について原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で議案第35号の質疑を終結します。次に議案第35号について討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。日程第5 議案第35号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって議案第35号については原案のとおり可決されました。

次に議案第36号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。以上で、議案第36号の質疑を終結します。次に議案第36号について討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。日程第6議案第36号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって議案第36号については原案のとおり可決されました。

次に議案第37号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で議案第37号の質疑を終結します。次に議案第37号について討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。日程第7議案第37号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって議案第37号については原案のとおり可決されました。

次に議案第38号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で議案第38号の質疑を終結します。次に議案第38号について討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。日程第8議案第38号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって議案第38号については原案のとおり可決されました。

次に議案第39号についての質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。以上で議案第39号の質疑を終結します。次に議案第39号について討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よってこれより採決します。日程第9議案第39号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって議案第 39 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって午後 3 時 25 分から再開いたします。

午後 3 時 9 分 休憩

午後 3 時 25 分 再開

○議長(須崎 眞君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に日程第 10 議案第 40 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 11 議案第 41 号 平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 12 議案第 42 号 平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 13 議案第 43 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 14 議案第 44 号 平成 28 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 15 議案第 45 号 平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第 16 議案第 46 号 平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第 17 議案第 47 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を一括して、議題とします。これより提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(加藤 一美君) それでは、議案第 40 号から議案第 47 号までの平成 28 年度奥多摩町一般会計を初めとします、各特別会計、企業会計、全 8 会計の予算につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。平成 28 年度の予算編成に当たりまして、予算編成方針として、1 つ社会経済情勢を見きわめ限りある財源を計画的、重点的に配分して住民福祉の増進と少子化若者定住化対策をさらに推進し、個性的で活力のある地域社会を将来にわたって持続させるため、長期総合計画、奥多摩魅力発信計画の実現を目指す。2 つ目としまして、成果を重視した行財政改革の推進。時代に対応した柔軟な行政組織と職員の育成並びに費用対効果を含めた事業全般の自己検証の強化と、制度や事務事業の必要性や有益性を吟味し、必要な見直し再構築を図るなど身の丈に合った健全で堅実な行財政運営を推進することを基本に予算の編成を行ったところでございます。

平成 28 年度の予算編成の基本的な考え方、町政運営の基本的事項につきましては河村町長から施政方針の中で申し上げておりますのでご理解をお願い申し上げます。また、当初予算のご審議に当たり、お手元に平成 28 年度当初予算案の概要を配付させていただきましたので、ご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお各会計の予算の内容につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、本日は簡潔に説明をさせ

ていただきます。

初めに議案第 40 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計予算についてご説明申し上げます。1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 62 億 2,000 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして、1 億円の減。率にして 1.6%の減となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表、歳入歳出予算によるものということで、前年度予算と比較して歳入が主な増減につきましては、平成 28 年度当初予算案の概要 2 ページに歳出の増減につきましては、4 ページに掲載してございますので後ほどごらんいただきたいと存じます。予算書の 2 ページ 3 ページをごらんください。歳入を前年度に比較して簡単に説明をさせていただきます。歳入のうち減額となるものは徴税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税、繰入金諸収入、町債となります。また、増額となるものは地方譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税、交付金分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金、財産収入となります。

次に、5 ページ 6 ページの歳出では、前年度に比較して減額となるものは議会費、衛生費、商工費、教育費、公債費となります。この中で特に大きな減額は商工費で、鳩の巣荘の整備完了に伴い 1 億 1,000 万円の減額となります。また、増額となるものは総務費、民生費、農林水産業費、土木費、消防費、災害復旧費、諸支出金、予備費となります。この中で特に大きな増額は民生費で、子ども子育て若者の定住化事業等の拡充に伴い 6,300 万円の増額となります。

次に、1 ページに戻っていただきたいと思えます。第 2 条町債でございますが、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 2 表町債によるということで、その内容につきましては 7 ページをごらんください。この起債は国の地方交付税不足分を補完する臨時財政対策債としまして、1 億 3,400 万円を予定しております。起債の方法、利率並びに償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

また、申しわけありません。1 ページに戻っていただきまして、第 3 条一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による、一時借入金の借り入れの最高額は 10 億円に定める。次に、第 4 条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金にかかる共済費を除く）にかかる予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用を定めたものでございます。

以上で議案第 40 号の説明を終わります。

次に、議案第 41 号 平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算について

ご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 7,400 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして同額となります。

2 として歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表、歳入歳出予算によるということで 2 ページをごらんください。歳入では前年度に比較して、繰入金は減額、諸収入が増額となりますが、その他の項目につきましては前年度と同額となります。3 ページをごらんください。歳出では前年度に比較して総務費が減額となりますが、予備費は増額となります。

以上で、議案第 41 号の説明を終わります。

次に、議案第 42 号 平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 6,200 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較しまして 80 万円の増、率にして 0.5%の増となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表、歳入歳出予算によるということで、2 ページをごらんください。歳入では前年度に比較して使用料及び手数料、諸収入が増額となりますが、その他の項目につきましては前年度と同額となります。3 ページをごらんください。歳出では前年度に比較して総務費予備費とも、増額となります。

以上で、議案第 42 号の説明を終わります。

次に、議案第 43 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 9 億 2,500 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 3,400 万円の減、率にして 3.6%の減となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表、歳入歳出予算によるということで、2 ページをごらんください。歳入では前年度に比較して、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金費諸収入が減額となります。また、増額となるものは、前期高齢者交付金、都支出金、繰入金となります。また、財産収入及び繰越金については前年度と同額となります。

4 ページをごらんください。歳出では前年度に比較して保険給付費、介護納付費、共同事業拠出金、保健事業費、予備費が減額になります。また、増額となるものは総務費、前期高齢者納付金等、諸支出金となります。また、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金、基金積立金、公債費については前年度と同額となります。

1 ページに戻りまして、第 2 条一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による、一時借入金の借り入れの最高額は 1 億円と定める。第 3 条歳入歳出予算の流用でございますが、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1) 保険給付の各項に計上された予算額に、過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第 43 号の説明をおります。

次に、議案第 44 号 平成 28 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 1,200 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 500 万円の増、率にしまして 2.4%の増となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表、歳入歳出予算によるということ、2 ページをごらんください。歳入では前年度と比較して諸収入が減額となります。また増額となるものは保険料繰入金となります。また、繰越金は前年度と同額となります。

3 ページをごらんください。歳出では前年度と比較して総務費、葬祭費が減額となります。また、増額となるものは広域連合納付金、保険事業費、諸支出金、予備費となります。

以上で、議案第 44 号の説明を終わります。

次に議案第 45 号 平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8 億 4,500 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 1,200 万円の増、率にして 1.4%の増となります。

2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表、歳入歳出予算によるものということ、2 ページをごらんください。歳入では前年度と比較しまして、減額となる項目はなく、また分担金及び負担金、財産収入、諸収入、繰越金は前年度と同額となります。

4 ページをごらんください。歳出では前年度と比較しまして、総務費、予備費は減額、また増額となるものは保険給付費、地域支援事業費、諸支出金となります。また、基金積立金公債費は前年度と同額となります。

1 ページに戻ってください。第 2 条一時借入金でございますが地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1 億円と定める。第 3 条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の確保、各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、(1) 保険給付の各項に計上された予算額に、過不足を生じた場合における同一款内での

これらの経費の各項の款の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第 45 号の説明をいたします。

次に、議案第 46 号 平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。歳入歳出予算でございますが、第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 7,400 万円と定めるもので、下水道整備事業の終了によりまして、前年度当初予算と比較いたしまして、8 億 4,700 万円の減、率にして、64.1%の減となります。2 としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表、歳入歳出予算によるということで、2 ページをごらんください。歳入では前年度に比較して繰入金が増額となります。また、分担金及び負担金、使用料及び手数料が増額となります。また繰越金諸収入は、前年度と同額となり、国庫支出金と支出金町債につきましては、整備事業の完了によりまして、廃目となります。

3 ページをごらんください。歳出では前年度に比較して、整備事業の完了によりまして、事業費が 8 億 8,900 万円の減額、予備費も減額となります。また総務費、公債費は増額となります。1 ページ戻りまして、第 2 条一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 5 億円と定める。

第 3 条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、(1) 各項に計上した給料職員手当等及び共済費、(賃金)にかかる共済費を除くに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用を定めたものでございます。

以上で、議案第 46 号の説明をいたします。

次に、議案第 47 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。第 1 条は総則でございます。第 2 条、業務の予定量は次のとおりで、(1) 病床数は 43 床。(2) 年間患者数は入院 8,760 人。外来 1 万 4,430 人。(3) 1 日平均患者数は入院 24 人。外来 48 人。(4) 年間時間外患者数は 700 人。(5) 年間訪問診療患者数は 1,490 人。(6) 主要な建設改良事業は、排水設備等接続工事、消防設備改良工事、電気設備改良工事を予定しております。

第 3 条収益的収入及び支出の予定額は、収入支出とも 4 億 9,200 万円を予定しております。

第 4 条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める(資本的収入額が資本的支出額に不足する額) 2,430 万円は建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金で補填するもので、収入では 1,940 万円を、支出では 4,370 万円を予定しております。

次のページをごらんください。第 5 条、一時借入金の限度額につきましては 3,000 万円を予定しております。

第6条、次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないということで（1）職員給与費2億8,020万3,000円。（2）公債費は10万円としております。

第7条、負担区分による一般会計及び他会計からこの会計へ補助を受ける金額でございますが（1）一般会計8,500万円。（2）国民健康保険特別会計1,000円。（3）都支出金7,529万5,000円。（4）町出資金1,400万円を予定しております。

第8条、棚卸資産の購入限度額が4,680万円とするものでございます。

以上で、議案第47号の説明をいたします。

以上で、議案第40号から議案第47号までの説明を終わりますが、議案第41号 平成28年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算から議案第45号 平成28年度奥多摩町介護保険特別会計予算までの5会計の予算書につきましては、財務会計システムのエラーによりまして、各会計の歳入の目及び節の部分が一部分で本来表示すべき金額ではなくゼロと表記されている箇所があることが判明いたしました。このため、各会計の歳入歳出予算及び予算総額に間違いはございませんが、本日、正式な予算書と整合表をお手元にお配りさせていただきました。今後このようなことがないよう細心の注意を払ってまいります。

以上で、議案第40号から議案第47号までの新年度予算の説明を終わります。慎重なるご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で説明は終わりました。お諮りします。ただいま上程の議案。第40号から議案第47号までについては、議長を除く委員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって本件については、予算特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

ここで予算特別委員会の正副委員長の互選のため、暫時休憩とします。休憩中に正副委員長の選出を行い、ご報告を願います。

午後3時50分 休憩

午後3時54分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたのでその結果を報告いたします。予算特別委員長に11番、酒井正利議員。同副委員長に7番、高橋邦男議員。以上のとおり選出されました。

報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上のとおり、予算特別委員会委員長は、11 番、酒井正利議員。副委員長には、7 番、高橋邦男議員に決定しました。会期中に審査が終了するよう、お願いします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。お諮りします次の本会議の予定は3月11日となっておりますので明日3月10日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって明日3月10日は休会とすることに決定しました。なお本会議3日目は3月11日午前10時より開議しますのでご承知おきください。本日はこれにて散会します。大変。ご苦労さまでした。

午後3時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員

